

農業経営の法人化に向けて



平成22年12月

日高農業改良普及センター

発刊にあたって

日高管内の主要な農業は軽種馬生産であり全国一の産出頭数を誇っていますが、近年は景気低迷による軽種馬需要の減少、市場価格の低迷など軽種馬経営を巡る情勢は厳しいものがあります。

また、「北海道農業・農村ビジョン21」「新・北海道総合計画」に基づき、「強い馬づくり」と軽種馬に特化した地域農業の構造改革を推進するためには温暖・少雪という日高の気象的な特性を活かした野菜、花き、肉用牛生産など多様な農業の展開による産地ブランド化に取り組んでいます。

日高管内の農業における共通課題は「地域の特性を活かした多様な農業の展開」「多様な担い手の育成・確保」「食を通じた信頼で消費者と結び付く農業」「環境と調和しながら持続的に発展する農業」「農商工の連携による高付加価値型農業の展開」などを関係機関で連携し推進していくことが重要となっております。

現在、日高管内の農業法人の数は約500前後を推移し、全道で最も多いとされていますが、その9割以上が軽種馬経営であり、一戸一法人が7割を占めているのが現状ですが、強い経営体質を持つ農業経営の確立とともにこれら課題を実現するためには個人経営では限界があることから、集落営農化、法人化等の生産組織化も考えていくことが重要となっております。

このたび、農業法人の設立や法人経営の運営方法などについての「農業経営の法人化に向けて」の冊子を発刊しました。

本冊子が日高管内農業者や関係機関の皆様幅広くご活用していただき、経営上の何らかのお役に立てれば幸いです。

平成22年12月
日高農業改良普及センター
所長 江 森 健 司

目 次

農業経営法人化について	1
法人経営タイプ別特徴	5
法人設立までのイメージ	6
家族経営から法人経営へ	7
個別経営から集落営農・法人へ	8
法人のアウトラインを決める	9
4つの経営計画を立てる	10
農業生産法人の要件	14
法的手続きと届け出	16
農業法人と農地	19
農業法人と労働条件整備	25
法人にかかる税	42

活用にあたって

- ・ 農地に係る案件の詳細については、各町村農業委員会にお問い合わせ下さい。
- ・ 法人設立時の手続き等については、北海道農業会議ホームページを参照下さい。
アドレス：<http://www.hca.or.jp/index.html>
- ・ 北海道庁の農業法人に関するご案内については、農政部農業経営課ホームページを参照下さい。
アドレス：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/index>
- ・ 各種制度については、平成22年11月1日時点での内容です。

農業経営法人化について

1 農業法人と農業生産法人

農業法人とは、法人形態によって農業を営む法人の総称です。

「法人」とは、法律に基づき、団体に法律上の「人格」を与えられたもので、一般の人間（自然人）と同じように法律上の権利・義務の主体となることができます。

農業法人は、制度の面から大きく次の2つに分けることができます。

会社法人（会社の形態をとるもの）

農事組合法人（組合の形態をとるもの）

会社法人は、営利を目的とする法人で、株式会社などが代表例としてあげられます。これに対し、農事組合法人は、農業経営等を法人化するため、農業独特のものとして設けられたものであり、いわば協同組織的性格を有しています。

2 「農業生産法人」と「農業法人」は違うのでしょうか。

農業法人は、農地を利用するか否かによって、「農業生産法人」と「その他の農業法人」に大別されます。

農業生産法人というのは、農地法で規定された呼び名で、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人です。農業生産法人になるためには、農事組合法人（農業経営を行うもの）、合同会社、合名会社、合資会社又は株式会社（株式の譲渡制限を定めるもの）で、農地法に規定された一定の要件（事業要件、構成員要件、業務執行役員要件）を満たす必要があります。

いわゆる野菜工場でのトマト栽培、ガラスハウスでの花き栽培、鶏舎での養鶏など、農地を利用しない経営の場合は、農業生産法人の要件を満たしている必要はありません。

3 農業経営の「法人化」について

本道の農業生産法人数は、平成に入ってから順調に増加してきており、特に15年以降は毎年約100法人程度増加し、22年には2,642法人となっています。このうち1戸1法人が1,559法人と全体の約6割(61.0%)を占めています（表1、2、3）。

本道農業を支える中核的な担い手として、注目が集まっています。

表1 法人数の推移

年次	2年	7年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
法人数	1,318	1,559	1,794	1,830	1,888	1,978	2,072	2,182	2,289	2,423	2,495	2,559	2,642
うち1戸1法人	699	855	1,106	1,138	1,189	1,247	1,283	1,351	1,401	1,475	1,535	1,561	1,559

資料：農業経営課調

表2 支庁別法人数

支庁名	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌
法人数	209	53	30	98	335	276	34
支庁名	宗谷	網走	胆振	日高	十勝	釧路	根室
法人数	39	331	129	495	420	74	119

資料：農業経営課調

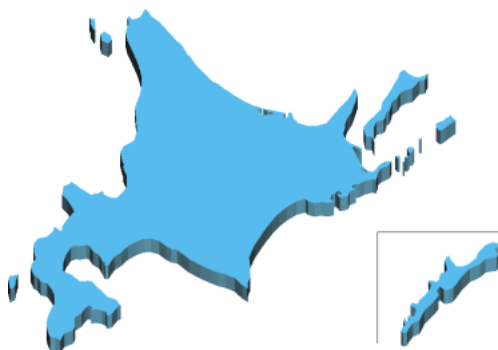


表3 支庁別法人数の推移

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	22-17
石狩	182	189	196	201	208	209	+27
渡島	37	39	42	46	51	53	+16
檜山	23	26	27	32	31	30	+7
後志	78	83	87	88	89	98	+20
空知	254	262	288	304	320	335	+81
上川	226	234	248	258	272	276	+50
留萌	28	32	33	35	35	34	+6
宗谷	21	21	27	31	35	39	+18
網走	258	284	304	313	319	331	+73
胆振	101	110	117	119	121	129	+28
日高	492	496	505	503	493	495	+3
十勝	336	352	381	393	407	420	+84
釧路	62	66	67	69	70	74	+12
根室	84	95	101	103	108	119	+35

資料：農業経営課調

「加工や販売など経営を多角化したい」「後継者となる優秀な人材を確保したい」「仲間と力を合わせ、地域農業を守りたい」など、これからの経営展望を考えている方には、「法人」という制度を活かし、力強い組織経営づくりを実践することによって、これらの目標を実現する大きな可能性が拓かれてきます。

法人化するに当たっては、なぜ法人化するのか。その意義や目的を明確にすることが大切です。

補助金や融資制度、税制上の優遇措置など目先の利益にとらわれるのではなく、将来的なビジョンや経営内容を見据えて、自らの経営努力を積み重ねていく中に、法人化による様々なメリットが追い風となって現れてくると考えて下さい。法人化によって「何かが変わる」のではなく、「何を変えるのか」に意識を置くことが重要なポイントです。

農業経営法人化のねらい



農村社会の活性化・農地保全
 新規就農の受け皿
 経営の円滑な継承・後継者の確保
 規模拡大と農地の集約
 コスト削減と所得向上
 経営の多角化
 福利厚生充実など

表4 法人化のメリット及び義務・負担

項目\内容	制度上のメリット	法人化に伴う義務・負担
税 制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得の分配による事業主への課税軽減。 ・ 定率課税の法人税の適用。 ・ 役員報酬の給与所得化による節税（一部制限あり）。 ・ 使用人兼務役員賞与の損金算入。 ・ 退職給与等の損金算入。 ・ 欠損金の7年間繰越控除（青色申告法人に限る）。 ・ 割増償却制度（認定農業者である青色申告法人に限る）。 ・ 転作助成金の特別勘定経理と圧縮記帳。 ・ 農用地利用集積準備金（特定農業法人に限る）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人課税の適用が個人課税より有利となるためには、一定以上の所得規模が必要である。 ・ 法人の場合、利益がなくても、最低限、道民税、市町村民税（均等割）の納税義務が発生する。
制度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資限度額の拡大（認定農業者に限る）。 ・ スーパーL資金の「円滑化貸付」による無担保、無保証貸付（認定農業者に限る）。 	

<p>社会保障制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険、労働保険の適用による農業従事者の福利増進。 ・ 労働時間などの就業規則の整備、給与制の導入による就業条件の明確化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種社会保険制度の導入により、事業主負担が発生する。
<p>農地の取得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地保有合理化法人が農用地等を現物出資することにより農地取得の負担軽減（特定農業法人等出資育成事業）。 	
<p>経営管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営責任に対する自覚を持つことで、経営者としての意識改革を促進される。 ・ 複式簿記の記帳により、経営内容を明確に把握することができ、家計と経営が分離される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記（企業会計原則）での記帳義務（財務管理の複雑化）が課せられ、法人税申告書作成等に費用と労力を要する。 ・ 会計事務や税務申告を専門家に依頼する場合には、経費負担が増加する。 ・ 法人の設立には、資本金、設立登記費用等の経費が必要である。
<p>対外的信用力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計数管理の明確化や各種法定義務（設立登記、経営報告等）を伴うため、取引上の信用力が向上する。 ・ 法人となることで、イメージが向上し、商品取引や従業員等の雇用が円滑化する。 	
<p>人材の確保・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の役員、社員などの中から有能な者を後継者として確保することが可能となる。 ・ 就農希望者が法人に就農することにより、初期負担なく経営能力、農業技術の習得が可能である。 	

表5 主な法人形態別比較表

	株式会社 (株式譲渡制限)	合同会社	農事組合法人
根拠法	会社法	会社法	農協法
構成員 (出資者)	1名以上 (制限なし)	1名以上 (制限なし)	農業者3名以上
出資者の 責任範囲	有限責任 (出資金額内)	有限責任 (出資金額内)	有限責任 (原則)
利益配当	出資比率	定款で自由に決められる	出資比率 (従事利用比率可)
意思決定	1株1票による 株主総会の議決	1人1票で全員一致 (定款で変更可)	1人1票による 総会議決
役員	取締役1名以上 監査役は任意	代表社員 または業務執行社員	理事1名以上 監事は任意
役員の任期	原則2年以内 (最長10年)	制限なし (無期限)	3年以内
雇用労働力	制限なし	制限なし	組合員等以外の者は、組合員等の3分の2以下であること
事業	制限なし	制限なし	農業と農業関連事業に限定
定款認証	必要 電子：約52,000円 通常：約92,000円	不要	不要
登録免許税	資本金の1,000分の7 (最低15万円)	資本金の1,000分の7 (最低6万円)	非課税 (登記は必要)
法人税	課税	課税	課税 (構成員に給与を支給しない場合は、税率軽減)
法人事業税	課税	課税	畜産以外の農業は非課税
決算公告	要	不要	不要
組織変更	合同会社に変更可 農事組合法人への変更不可	株式会社に變更可 農事組合法人への変更不可	株式会社に變更可 合同会社への変更不可

法人経営タイプ別特徴

「法人化」に至ってきたケースを経営タイプ別に示しました。

農家がんばり型

- 1 比較的大規模な個別経営をしている。
- 2 後継者がいる場合、福利厚生の充実や経営改善、やりがい、達成感、ロマンを目標に法人を設立するケースが多い。また、節税、資金優遇をねらうケースがある。

受託作業推進型

- 1 農地や高齢化に関する問題の助っ人として、作業の一部又は全部を受託するタイプ。
- 2 将来の地域農業を担う若者が、経済的な力をつける手段として、取り組みが活発化しつつある。

近所と仲間型

- 1 2～3戸で後継者不足やそれぞれの経営を補充することを目的に、設立するタイプ。
- 2 経営の効率化、低コスト化、所得確保、規模拡大などを目標としている。

集落営農展開型

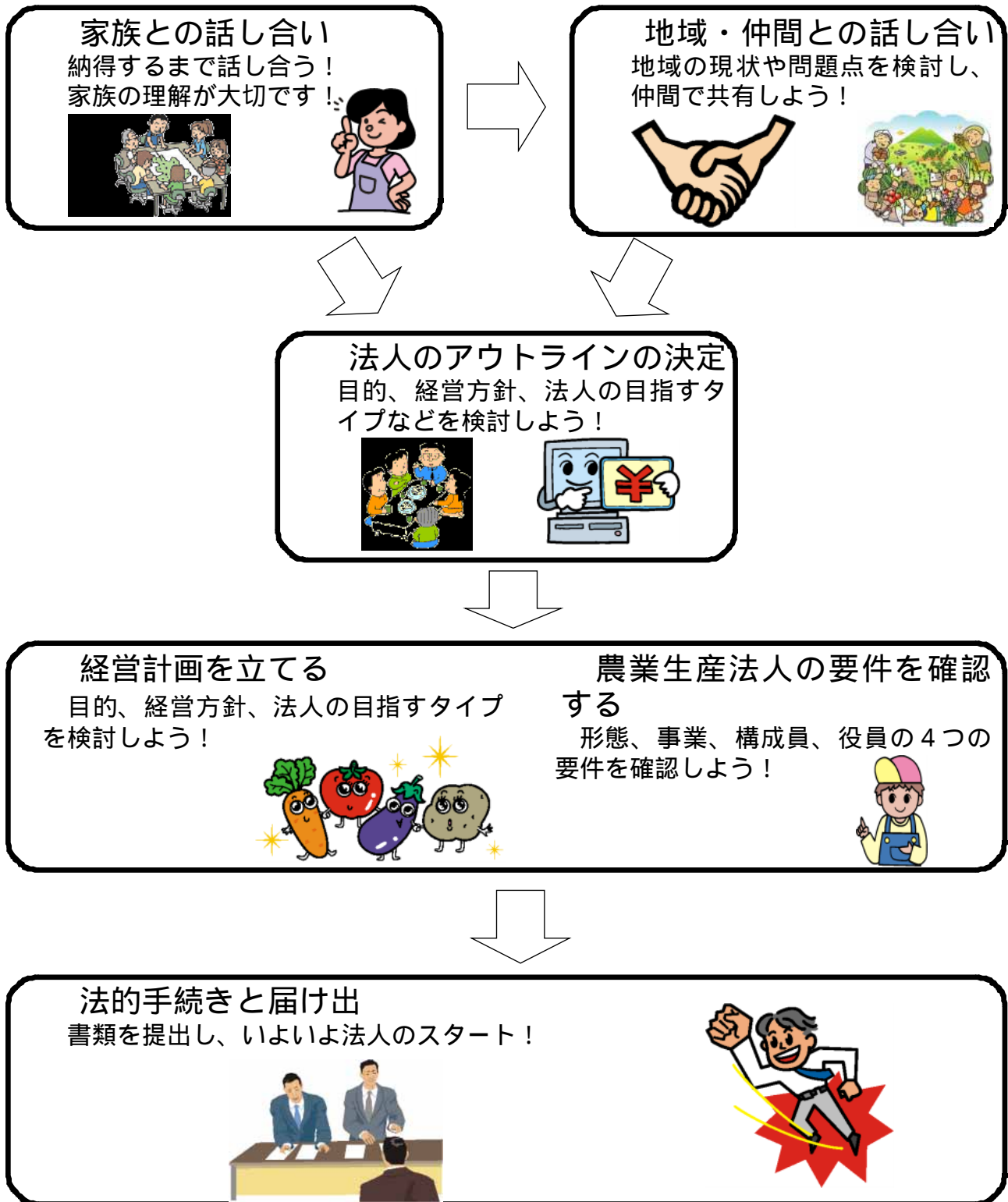
- 1 地域単位で営農を目指すタイプ。
- 2 核となる法人を設立し、農地の利用規程を定め、経営を展開する。
- 3 機械・施設などが集約され、労務時間も低減できる。
- 4 できたゆとりを生かす農業展開が鍵となる。

任意団体発展型

- 1 ある一定の目的を達成するために集団（機能集団）が、商品の開発や法人化を目指すタイプ。
- 2 これまで以上の経営発展を目標とし、財務管理や経理面での課題解決が図られる。

法人設立までのイメージ

これからの地域農業の課題を検討し、どのような法人を目指すのか、目標をどこに置くのかを考え、法人設立までの流れを把握しましょう。



家族経営から法人経営へ（家族の話し合いがポイントです！）

農業経営を法人化する場合、最も重要なことは家族の同意と協力を得ることです。また、一戸一法人の場合においても、法人である限り社会的な責任を有するものであることに変わりはありません。法人設立前には、家族一人一人が納得するまで話し合いの場を持つことが大切なポイントです。

不安や疑問があれば各関係機関に相談し、情報を得たりアドバイスを受けるのも良いでしょう（表8参照）。

1 家族や関係者との合意形成をとる。

- (1) 家族の中でもリーダーとなる人を核に話し合いを進めます。
- (2) 家族それぞれの意見が出せるように話し合いの方法を考えます。
- (3) 焦らずに進めます。
- (4) 家族以外に農地所有者、雇用者、金融機関・公庫・ローン会社とも合意形成をとっておきます。

2 法人への資産の引き継ぎを考える。

- (1) 資産の確認をします。
- (2) 資産を引き継ぐには、どのような方法が良いか検討します。
- (3) 経営移譲年金、土地の贈与税・相続税の納税猶予制度を確認します。
- (4) 経営移譲年金による貸借、農地所有者の確認をします。

ここで簿記の結果が生かされます！

- ・土地、建物
- ・農業用機械、施設
- ・現金、預貯金
- ・棚卸資産、負債



3 福利厚生を考える。

- (1) 農業者年金の掛け金の処理方法は妥当か検討します。
- (2) 健康保険や厚生年金は充実できるか検討します。
- (3) 所得の確保は十分できるか検討します。

表6 関係機関の主な対応分担（北海道農業会議資料より）

内容\関係機関	北海道	農業会議	農業委員会	中央会	JA	普及センター
設立相談						
設立機運づくり						
定款作成				-	-	
農地の権利設定				-	-	-
資産の引継	-	-	-			
各種設立届	-	-	-			
法人運営	-	-	-			
税務申告	-	-	-			-
法人の定期報告				-	-	-
法人の管理		-		-	-	-

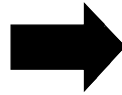
凡例 ○：大、△：中、□：小、-：該当なし

個別経営から集落営農・法人へ (地域・仲間との話し合いが重要です！)

集落営農や集落法人を目指す場合は、地域との話し合いが重要となります。特に、現状の課題を検討し、地域の将来像を十二分に協議しましょう。

現 状

- ・ 担い手の減少、高齢化
- ・ 遊休農地の増加
- ・ 粗飼料生産の労働過重
- ・ 個人での哺育育成の整備
など



将来像

- ・ 担い手の育成確保
- ・ 遊休農地の解消
- ・ TMRセンターの構築
- ・ 哺育育成分業化
など

地域のリーダーなどの意思統一と方針策定をまず行い、次に地域・仲間ぐるみで一人一人が法人化することについて、納得するまでの話し合いと合意形成を図ることが必要です。

法人化の具体的な検討の前には、以下の点も確認しましょう。

- ・ 目的の明確化を図ること。
- ・ 今までの取り組みを検討すること。
- ・ 今後の経営ビジョンを構築すること。

ステップ1

話し合いの体制づくり

リーダーの選定

- ・ 経営者としての資質
- ・ リーダーシップ
- ・ 合意形成力
- ・ 実践的行動力
- ・ 実行管理能力



リーダーをサポートする体制

- ・ リーダー一人では負担が大きいため、サポートします。
- ・ 担い手として期待される人などを含む役員、サブリーダーを決めます。



支援組織との連携体制

- ・ 市町村、農業委員会、農業改良普及センター、JAなどとの連携体制を構築します。



ステップ2

検討会の実施

現状の点検と課題整理、問題意識の共有



農家の意向把握

- ・ 5年、10年後の農地の管理や農業の展開方向、法人化の意向をアンケート調査してみる。



リーダー、役員の意味統一



ステップ3

組織化・法人化の意義の理解を促進

話し合いのポイント

- ・ 地域、仲間と支援機関も交えて、農業を担う全ての方々が話し合いに参画することが大切です。

話し合いの具体的な項目

- ・ 地域の現状や問題点の理解促進
- ・ 将来の農地管理のあり方
- ・ 集落営農の組織化・法人化のメリット、義務、負担の内容
- ・ 農作業の担い手
- ・ 収益の配分方法



法人化への合意形成の確立

法人のアウトラインを決める

農業経営の法人化についての合意形成がなされたら、次はどのような法人を目指すのか、アウトラインを決めます。

経営方針の検討と作成

生産、労務、オペレータなどの雇用、機械、施設などへの投資、資金調達、農地の集積、機械利用などの計画をまとめます。

経営方針づくりに当たっての検討項目

1 目的

- (1) 企業的な経営を目指すのか？
- (2) 地域の農業、社会の維持、発展や地域の農業者の生きがいを重視するのか？

2 経営方針

- (1) 経営管理、農作業、営業等の組織の部門構成と人員配置をどうするか？
- (2) 作物の選定、栽培方法から販売ルートと方法の検討。

4 農地利用集積の方法

- (1) 農地の効率的利用の検討。
- (2) 集落営農で担い手に集約するのか？

3 経営の安定化のための取り組み（例）

- (1) 水稻中心の経営を行う場合
 - ア 規模拡大を進める。
 - イ 付加価値の高い米づくりをする。
 - ウ 高品質化、契約栽培、有機栽培などの取り組みにより高収益化を目指す。
- (2) 経営を複合化する場合
 - ア 施設園芸、露地野菜など他部門を導入する。
 - イ 高品質化、契約栽培、有機栽培などの取り組みにより高収益化を目指す。
- (3) 経営を多角化する場合
 - ア 農産加工・販売に取り組む。
 - イ 観光農園、体験農園などによる消費者との交流事業に取り組む。

法人アウトラインのチェックをしてみましょう！（チェックリストの例）

チェック項目	チェック欄	記入欄	解説
法人化が掲げる大きな目標			企業理念となる大事な項目です。
設立目的と売上目標			大まかな会社の利益と報酬・給与の目標額を設定します。
構成員は何名で誰ですか？			具体的な設立作業までに参加意志を確認し、明確にします。
事業内容			会社で行う事業を整理します。
出資金総額			事業規模に合わせて額を設定します。
機械・設備は？			施設・機械は引き継ぎ？新規導入？
農地の扱いは？			賃貸・売買・作業委託か決めます。
個人経営をどうしますか？			法人経営に一本化又は個人経営を残すのか？

4つの経営計画を立てる

目指す法人のアウトラインに沿って、法人を実現させるための計画づくりを進めます。水稲経営を例にして検討してみましょう。

日高管内においては、施設園芸を主体にした経営が多く、水稲などの土地利用型作物では経営面積が小規模であるために固定資本のコストが割高であるという課題があります。

水稲経営を主体とする場合、規模拡大や機械の効率的利用を図るためには、数戸まとまって、共同化することが必要になってきます。

1 事業計画

- (1) 農業生産法人であるから、農業生産を中心とした事業計画となる。
- (2) 立地条件や保有する生産基盤から基幹品目と規模を決める。

組織体制を決める



- ・強力なリーダーシップ。
- ・民主的な運営。
- ・公平、公正な所得の配分。
- ・役員の自覚と責任。
- ・経理担当は誰が行うのか。

将来構想を立てる



- ・経営の多角化。
- ・集落営農組織として期待される（農地保全や担い手育成）。
- ・農産加工やファームレストラン、グリーンツーリズムへ。

5か年の経営計画を立てる



- ・認定農業者となる。
- ・関係官庁へ意思を表明。
- ・メインバンク（JA・信金等）に経営計画を提示。

2 作業計画

- (1) 保有する労働力を有効に活用するために、労働時間がなるべく一定になるような作業の配分を考える必要があります。
- (2) 労働時間を一定に近づけるための方法は、図1の方法が基本です。

チェックポイント

4～5月にかけて、育苗～田植時期のピークを崩す。
田植後～秋の農耕期間の労働力を、フルに活用する。
1～3月にかけて、農閑期の労働力を有効活用する。

時期別労働時間

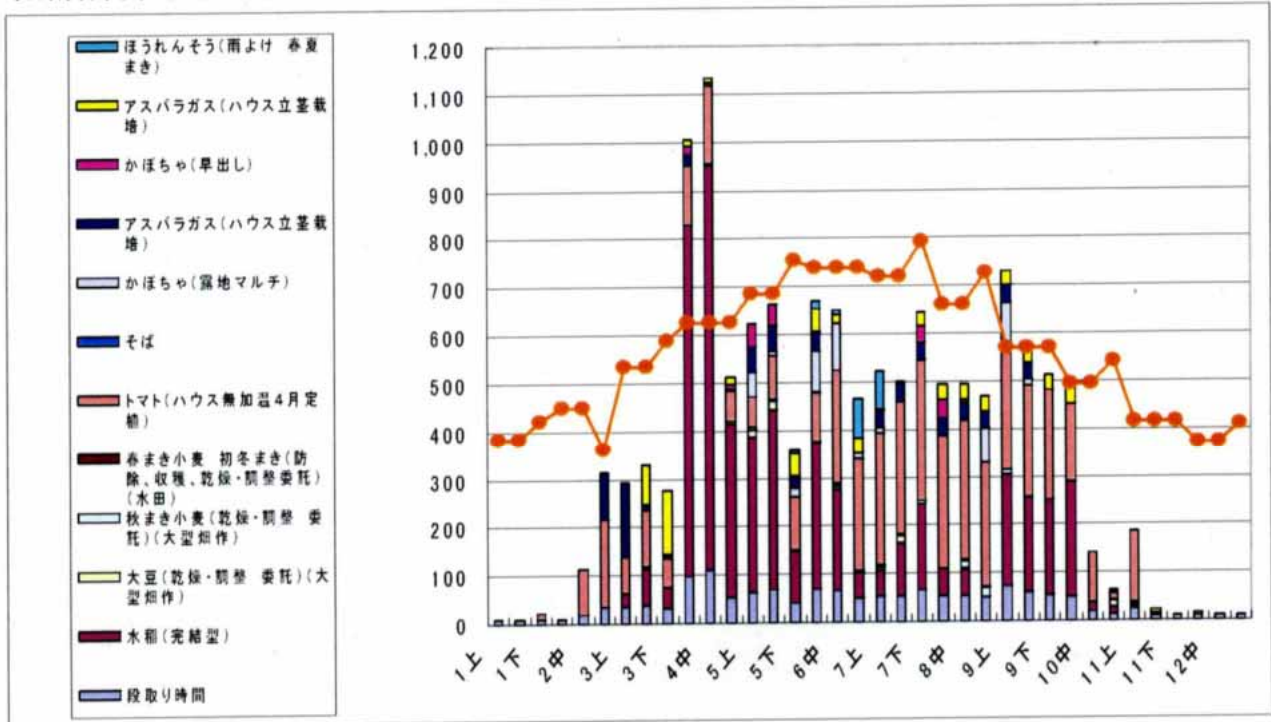


図1 経営内における作物構成による労働時間シミュレーション例

解説

農繁期の労働ピークを崩すのは過重な労働を防ぐため、農閑期の労働力を有効活用するのは年間の労働バランスを良く配置して生産活動を行い、売上げを伸ばして所得を向上させるためです。

特に、気象条件も良い夏期間(6~10月)の労働力を有効活用して、基幹作物の農業生産により売上げアップを狙いたいところです。

日高管内は、北海道の中でも冬期間(11~3月)は比較的天候も良く、新作目の導入や事業の多角化による労働力の有効活用が必要です。

3 収支計画

経営シミュレーションソフト（例：「法人 Navi」）を活用して、収支計画を立てましょう！

チェックポイント

- 売上げを最大にする。
- 構成員の所得を確保する。
- 会社の利益を確保する。

留意事項

- 共同化によって明確に所得が向上する計画を立てる。
- 設備は、構成員の保有する機械、施設を引き継ぎ、新規投資を避ける。
- 農地は、貸借とする。

経営総括表

項目	合計	
作付面積	483.5	
労働時間	必要労働時間	13,315
	構成員労働時間	10,794
	雇用労働時間	1,049
製造原価合計	原材費	1,887,208
	燃料費	3,301,583
	農薬費	2,744,233
	生産資材費	3,512,367
	肥料費	
	糞肥衛生費	
	小計	11,225,390
	雇員費	264,203
	水道光熱費	2,901,594
	販売費用	8,146,035
	作基委託料金	2,250,025
	公課諸負担	1,430,740
	その他	
	小計	14,892,597
	構成員	減価償却費
修理費		274,543
農地料		3,402,000
機械・施設賃借料		243,070
減価償却費		3,773,402
修理費		2,883,010
農地料		2,400,000
雇用労働	1,048,730	
小計	15,891,104	
販売・一般費	役員報酬・給与	11,520,000
	土地改良費	9,142,750
	固定資産税	884,769
	公課諸負担	1,424,668
	一般管理費	1,344,780
小計	18,316,967	
売上高	65,318,368	
売上総利益	23,209,278	
営業利益	4,892,311	
営業外・特別損益	1,628,417	
当期利益金（税引前）	6,520,729	
法人・事業税	3,084,305	
当期利益金（税引後）	3,436,424	

いかにして売り上げを上げて、みんなの給料を確保するかだ！



構成員の所得となる部分

これらの合計金額がキャッシュフローであり、ここから負債償還額を差し引いた金額が内部留保され、次年度の運転資金や自己資本の充実に向けられる

企業経営の目標はいかに利益を大きくしていくことになる

図2 収支計画シミュレーション例

4 資金計画

短期の資金計画と長期の資金計画があり、経営シミュレーションソフト（例：「法人 Navi」付録「資金収支Navi」）を使って計画を立てることもできます。

(1) 短期資金計画（償還が1年以内の資金計画）

下図は「法人 Navi」付録「資金収支Navi」で運転資金の必要額をシミュレーションしたものです。

1,350万円の運転資金が必要という結果になっています。

出資金をなるべく多く積んでからスタートしたいのですが、現実には難しいので、運転資金はメインバンクであるJAにクミカンを開設してもらい、資金供給してもらう事例が多く見られています。

チェックポイント

担保はあるのか？
増資はできないのか？

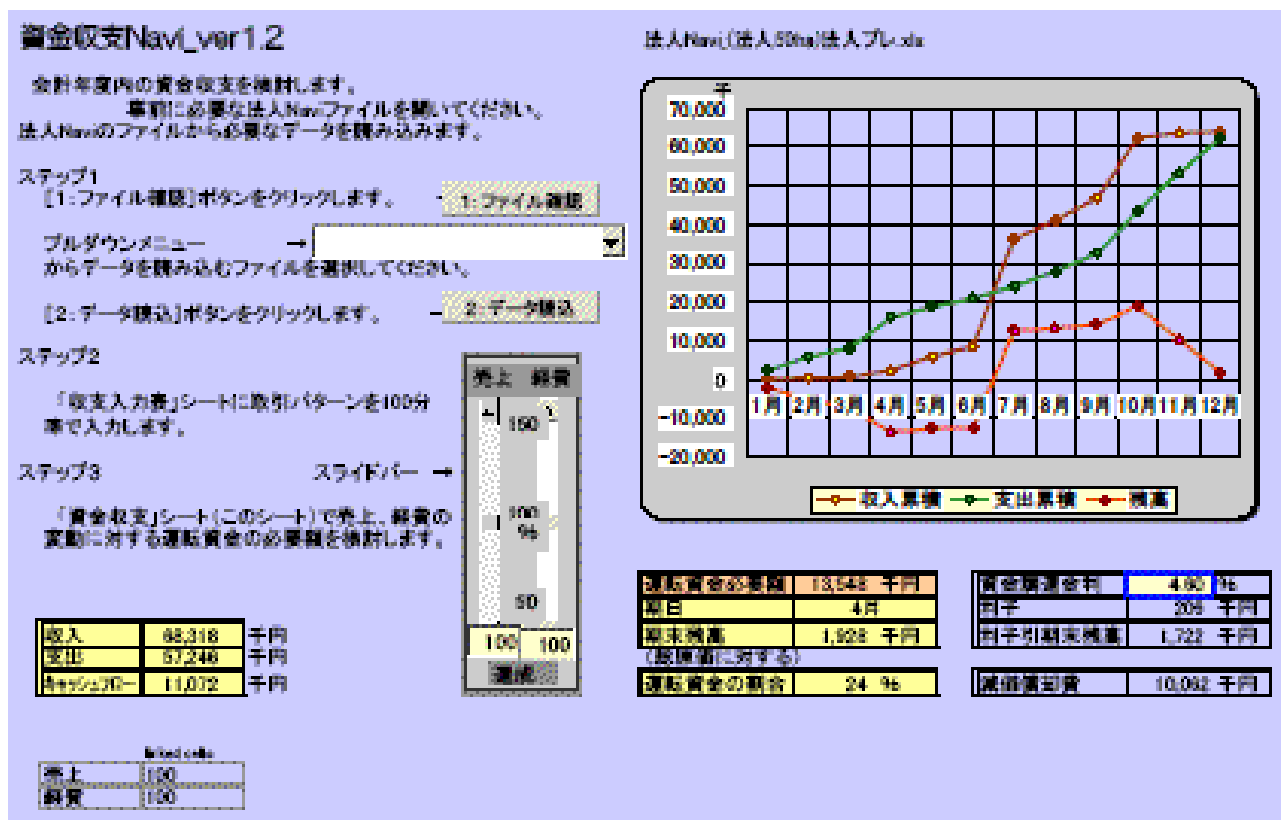


図3 資金計画シミュレーション例

(2) 長期資金計画（償還が2年以上の資金計画）

構成員から引き継いだ機械、施設は「法人 Navi」の資金計画表を利用して、延べ払いとして償還計画を立てます。

新規に取得する機械、施設は、L資金などを活用して償還額を抑えます。

チェックポイント

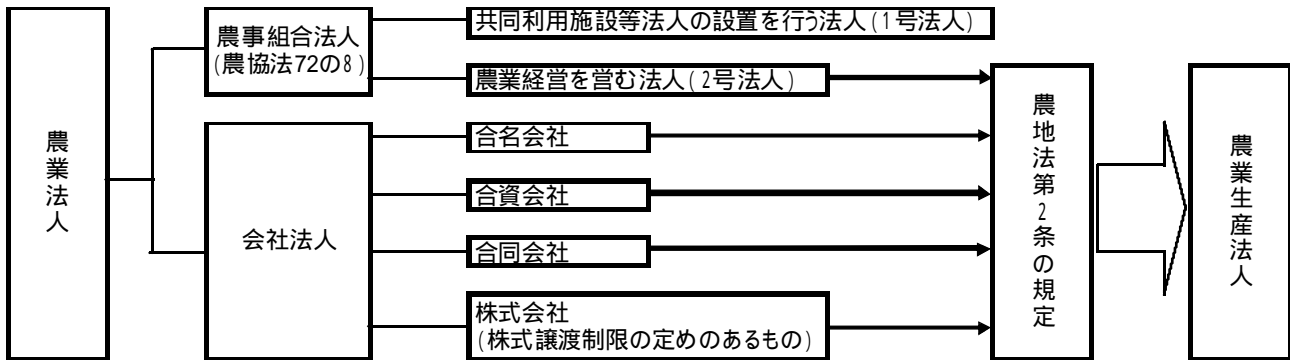
収益から償還元金の返済が可能か？
借入額、償還計画に無理がないか？

農業生産法人の要件

農業生産法人は農地法で「農地又は採草放牧地の所有権もしくは使用収益権を取得する資格のある法人」と規定されています。農業法人が農業生産法人となるためには次の四つの要件を満たす必要があります。

1 形態要件

法人組織の形態は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかとなります。



2 事業要件

主たる事業（関連事業を含む）が、「農業」であることです。

農業と関連事業の売上高が過半（50%超）あれば、その他の事業を行うことができます。そのため、事業の多角化による経営の安定発展や周年雇用による労働力の安定的な確保を図ることが可能です。

その他事業

原則として、制限はありません。

農事組合法人の場合は、農業協同組合法の規定により、農業及び農業関連事業に付帯する事業となります。

例：所有する機械施設の余剰稼働力を活用した事業（造園、除雪等）



農 業

農地を耕作して行う畑作・水田・果樹などの他、これと併せて行う養畜・養蜂などです。

関連事業

農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵・運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民の農作業体験施設の設置・運営、ファームイン（農家民宿）、ファームレストラン、直売所（法人が生産した物に他の農家等の生産した物を加えて行うことができます。）です。

法人が生産していない農畜産物を他の農家等から集め、加工・販売・運搬・貯蔵することは、農業関連事業とは認められないこととなります。

3 構成員要件

農業生産法人の構成員（＝出資者）が、全て下表のいずれかに該当することとなります。

表7 構成員要件




農地等を提供した個人（農地を売ったり、貸したりした人） 農業（関連事業を含む）の常時従事者（原則として年間150日以上） 農業協同組合、農業協同組合連合会（100%出資は認められない） 農地を現物出資した農地保有合理化法人（北海道農業開発公社）	
地方公共団体（農事組合法人の構成員にはなれません）	
農業法人投資育成会社「アグリビジネス投資育成株式会社」（JAグループと日本政策金融公庫の出資会社：農業法人に対して、投資育成事業を行う）	
法人と継続的取引関係にある者 法人の事業の円滑化に寄与する者 （例）耕作又は養畜の事業を行う個人 他の農業生産法人 食品加工業者等の農業関連企業 消費者 ライセンス契約する種苗会社 など 継続的取引関係とは、3年間（農事組合法人は5年間）以上の取引契約を書面により結ぶこと。	総議決権の1/4以下 （1構成員は1/10以下） 【特例】 『農業経営改善計画』で、出資を受けて経営改善する計画を策定し、市町村長の認定を受けた場合、上記制限は1法人1/2未満まで緩和されます。更に、出資する法人が農業生産法人の場合、1/2の制限もなくなり、上限がなくなります。

4 業務執行役員要件

法人の業務執行役員全体で、下記の要件をいずれも満たすこと。

- (1) 農業生産法人の業務執行役員の過半数の者が、法人の農業（関連事業を含む）に常時従事する構成員であること。
- (2) (1)に該当する役員の過半数が、原則60日以上農作業に従事すること。

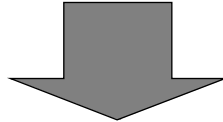
例：業務執行役員に5人の者が就任している場合

<p>法人の農業に常時従事（原則150日以上）する構成員＝役員（役員の過半数＝3人）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>法人の農業に常時従事（原則60日以上）する役員（常時従業員の過半数）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">2人が60日以上</p> </div>	<p>法人の農業に従事する構成員でなくても良い構成員＝役員</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  </div>
--	--

法的手続きと届け出

1 定款準備と類似商号調査（ 法務局 ）

- (1) 商号や役員、株式など法人の基本事項は、定款に記載されるべき事項になるので、構成員間で十分に検討し、定款の素案を策定していきます。
- (2) 会社法の規定では「類似商号の調査」を行う必要がなくなりましたが、無用なトラブルを避けるためにも、事前に管轄の法務局で調査を行った方が良いでしょう。
- (3) 商号には必ず「株式会社」「農事組合法人」などを入れることが必要です。商号には漢字、カタカナ、ひらがなの他、アルファベット、アラビア数字、一部の記号の使用が認められています。



2 定款作成

- (1) 会社法の規定に従って、社員全員の同意で会社の基本規定としての定款を定めます。
- (2) 株式会社の場合、定款の記載事項には「絶対的記載事項」「相対的記載事項」「任意的記載事項」の3種類があります。

「絶対的記載事項」

記載がなければ定款自体が無効となる事項で、次のものが含まれます。

目的

商号

本店の所在地

設立に際して出資される財産の価額又はその最低額

発起人の氏名又は名称及び住所

「相対的記載事項」

必ずしも定款に記載する必要はありませんが、定款への記載がなければ効力を発生しないもので、財産引受や存立時期、現物出資に関する事項などが含まれます。

「任意的記載事項」

法の趣旨に反しない限りどのような事項でも記載可能ですが、記載された場合、会社と社員が拘束される事項で公告方法が該当します。定款で定めがない場合は、官報が公告方法となります。

- (3) 農事組合法人の定款の「絶対的記載事項」は、次のとおりです。

事業

名称

地区

事務所の所在地

組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する事項

出資一口の金額及びその払込方法並びに一組合員の有することができる出資口数の最高限度

剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

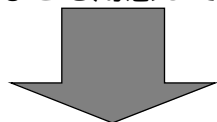
役員の数、職務の分担及び任免に関する規定

事業年度

公告の方法

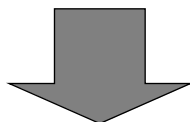
- (4) この時期に設立登記等で必要となる、法人印の発注手続きを進めます。

登記申請の際に必要な代表取締役の実印（印鑑証明書必須）を準備しておきます（1辺が1 cmよりも長く、3 cm以内の正方形に収まる丸印が一般的）。同時に会社の銀行印及び契約書印、角印なども用意しておくとう便利です。



3 定款認証（ 公証人役場：私的書類を法的効果のある書類にしてく れるところ）

- (1) 株式会社の場合、公証人役場において「定款認証」を受けることとなります。登記に当たっては、認証を受けた定款の添付が義務づけられます。
- (2) 定款の認証料及び定款に添付する印紙税（紙での認証の場合）などが必要です。
- (3) 通常の場合、費用は9万円強、電子認証では5万円強となります。
- (4) 認証に当たっては、社員全員の印鑑証明が必要です。
- (5) 農事組合法人及び持分会社（合同会社、合名会社、合資会社）の場合は、「定款認証」が不要です。



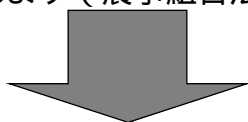
4 出資金払込（ 金融機関）

- (1) 現金出資の場合、出資金の払い込みは取扱委託の金融機関に対して行います。出資金の預先金融機関から「出資払込金保管証明書（残高証明書・預金通帳の写し）」の作成を依頼し、受け取ります。
- (2) 現物出資の場合は、財産引継書を作成します。
- (3) 出資金払込後、2週間以内に設立登記の申請を行わなければなりません。



5 設立登記（ 法務局）

- (1) 出資金の払込後、2週間以内に代表取締役（又はその代理人）管轄の法務局に設立登記の申請を行います。
- (2) 登記に当たり登録免許税として、資本金の0.7%（株式会社は最低15万円、持分会社は最低6万円）が課税されます（農事組合法人は免税）。



6 税務署などへ届け出（表8参照）

- (1) 所轄税務署、道税事務所、市町村税務課で会社設立届などの手続きを行います。また、所轄税務署には法人青色申告申請書の提出を忘れないようにします。
- (2) 必要に応じて、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険事務所などにも届け出ます。
- (3) 農事組合法人については、農協法の定めにより、設立後2週間以内に知事（振興局農務課）に届け出ることとされています。

表8 法人設立に伴う行政庁への届先一覧（書類により提出期限が異なるので注意！）

主 な 機 関	書 類 等 の 名 称
税務署	法人設立届出書（添付書類：定款写し） 登記簿謄本、出資者名簿（現物出資がある場合は、現物出資者名簿） 設立趣旨書、設立時の貸借対照表、本店所在地の略図 青色申告の承認申請書（法人税用） 減価償却資産の償却方法の届出書、たな卸資産評価方法の届出書 給与支払事務所等の開設届出書 源泉所得税納期の特例の承認に関する申請書
北海道道税事務所	法人設立届出書（添付書類：定款写し、登記簿謄本）
市町村役場	法人設立届出書（添付書類：定款写し、登記簿謄本）
労働基準監督署	適用事業報告 労働保険関係設立届 労働保険概算・確定保険料申告書 就業規則届（就業規則を制定した場合）
公共職業安定所	雇用保険適用事業所設置届 労働保健関係設立届 雇用保険被保険者資格取得届
社会保険事務所	健康保険・厚生年金保険新規適用届 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
市町村国民年金課等	国民年金被保険者資格種別変更届（市町村へ） 農業者年金被保険者資格喪失届（農協へ）
知事（振興局農務課） 農事組合法人のみ	農事組合法人設立届出書（添付資料：登記簿謄本、定款写し） 事業目論見書又は事業計画書、発起人会議事録（写し）又は 設立経過報告書

7 資産引き継ぎ

- (1) 農地等を法人で利用するためには、農業委員会の許可が必要となりますので、農業委員会と相談・協議しながら農地の権利移動許可申請などの事務を進めます。
- (2) 設立する法人に、個別経営の時に使用していた農機具や施設などの資産を引き継ぎます。この際、資産の種類ごとに税務上の取り扱いなどが異なるため、指導機関や専門家の指導を受けながら、対応方法を十分に検討することが重要です。
- (3) 贈与税や相続税の納税猶予の適用を受けている農地などを農業生産法人に貸し付けや譲渡した場合は、納税猶予制度が打ち切りになり、納税猶予を受けていた贈与税額の全部又は一部の納付が必要となりますので、注意してください。

8 営業開始

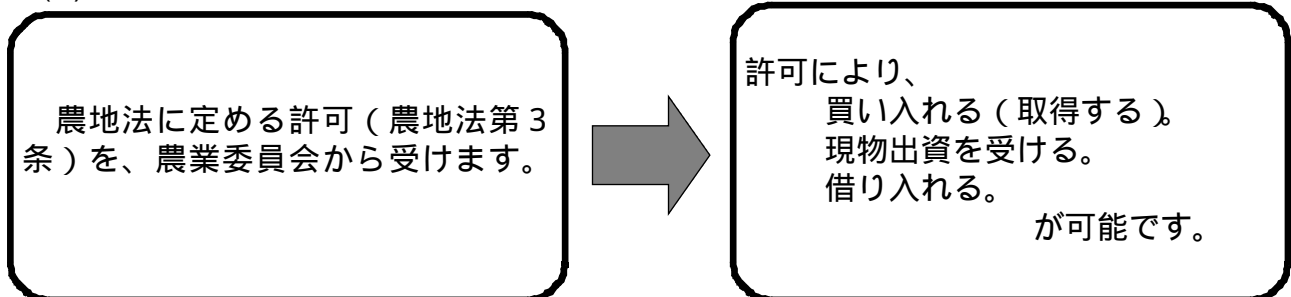
農業法人と農地

1 農地法と農業経営基盤強化促進法

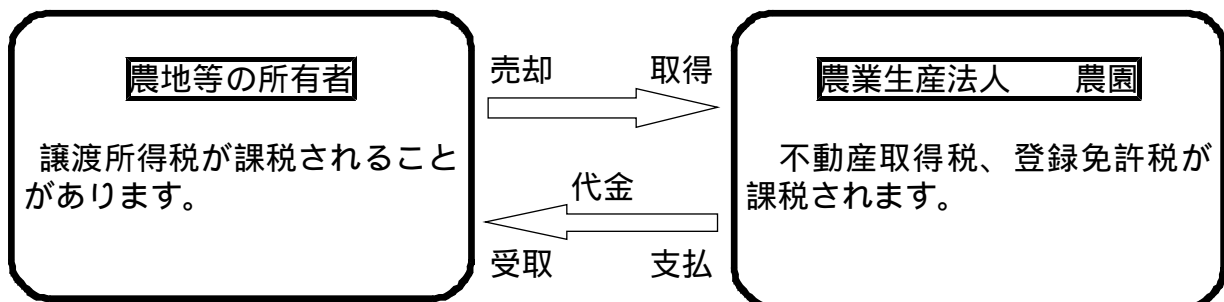
農業法人が農地等の権利を取得するためには、農地法（第2条第3項）に定められた農業生産法人として認められなければなりません。

農業生産法人として認められた農業法人が、農地等の権利を取得するには、農地法に基づく処理による方法、農業経営基盤強化促進法に基づく処理方法があります。

(1) 農地法に基づく処理の場合

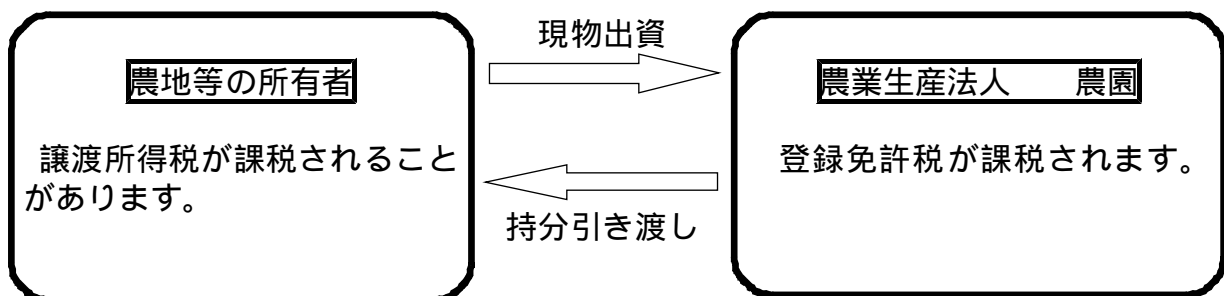


農業生産法人が農地等を買入れる（取得）する場合は？



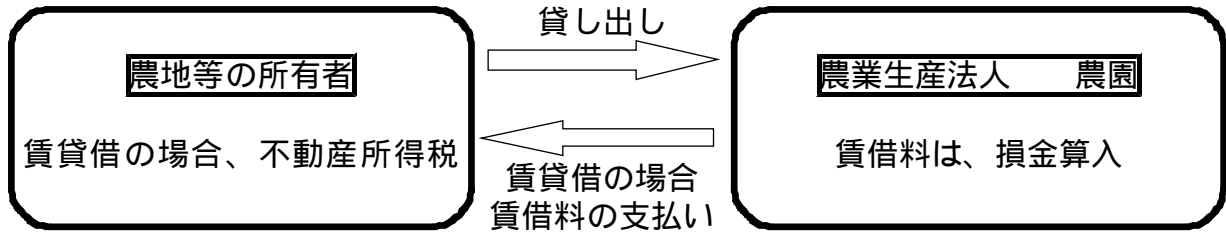
- ア 農地等を売却する者には、譲渡所得税が課税されることがあります。
- イ 農地等を買入れる法人には、不動産取得税、登録免許税が課税されます。
- ウ 農業委員会の斡旋を通じて農地等を買入れる場合は、譲渡取得税の特別控除（800万円控除等）の活用や不動産取得税と登録免許税の減額措置が認められます。
- エ 但し、農業委員会はその法人へ構成員として参加する者及びその世帯員が所有する農地等をその法人へ斡旋することは、原則として行いません。

農業生産法人が現物出資を受ける場合は？



- ア 出資者には、譲渡所得税が課税される場合があります。
- イ 農地等を買入れる法人には、登録免許税が課税されますが、不動産取得税は免除されます。

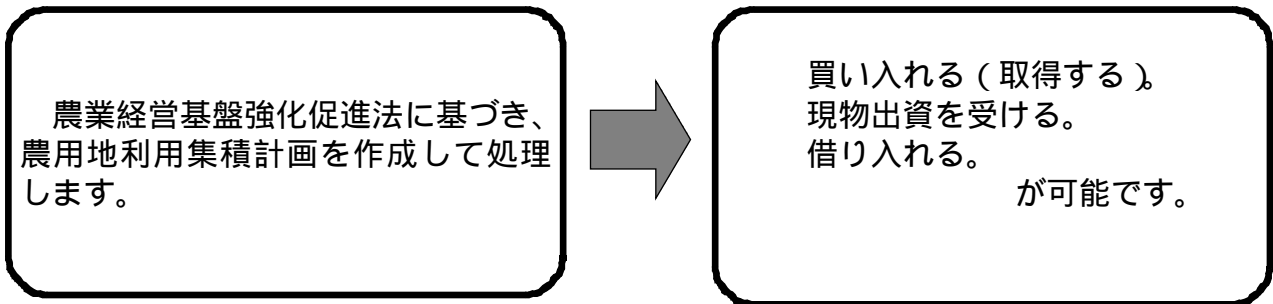
農業生産法人が農地等を借り入れる場合は？



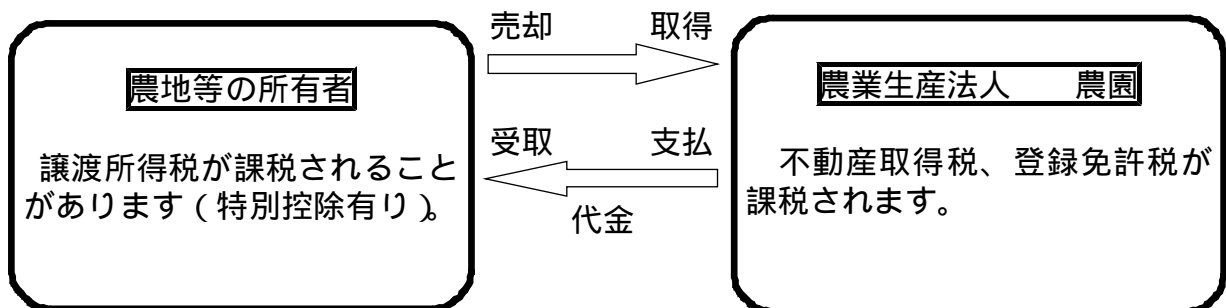
ア 借り入れは、賃貸借（賃借料が伴うもの）と使用貸借（無料のもの）がありますが、いずれの方法も認められます。

イ 賃借料を受け取る地主に、所得税が課税されます。農業生産法人の支払う賃借料は経理上、損金算入となります。

(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく処理の場合



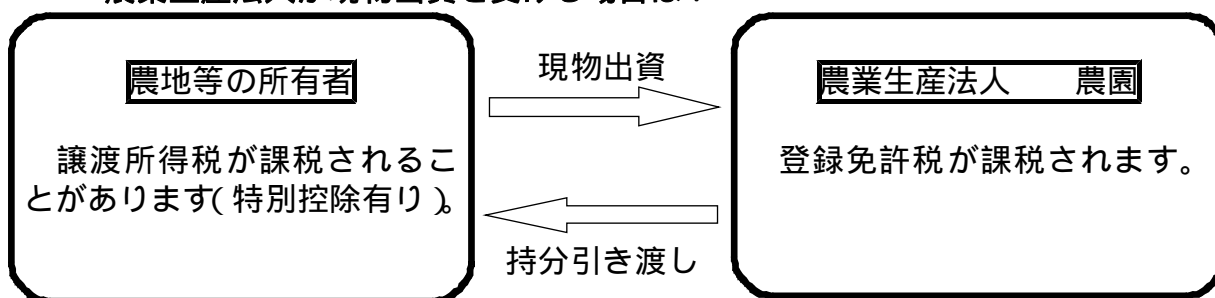
農業生産法人が農地等を買入れる（取得）する場合は？



ア 農業経営基盤強化促進法による農地等の売買では、譲渡所得税の特別控除（800万円）が認められます。

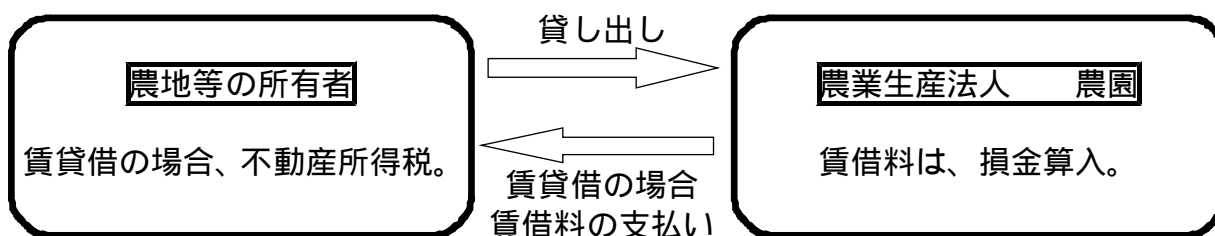
イ 不動産取得税と登録免許税の軽減措置があります。

農業生産法人が現物出資を受ける場合は？



ア 出資者には、譲渡所得税の特別控除（800万円）が認められます。

農業生産法人が農地等を借り入れる場合は？



ア 農業経営基盤強化促進法による農地等の貸借であれば、貸付農地等の所有は自由となる。

要 注 意 ！

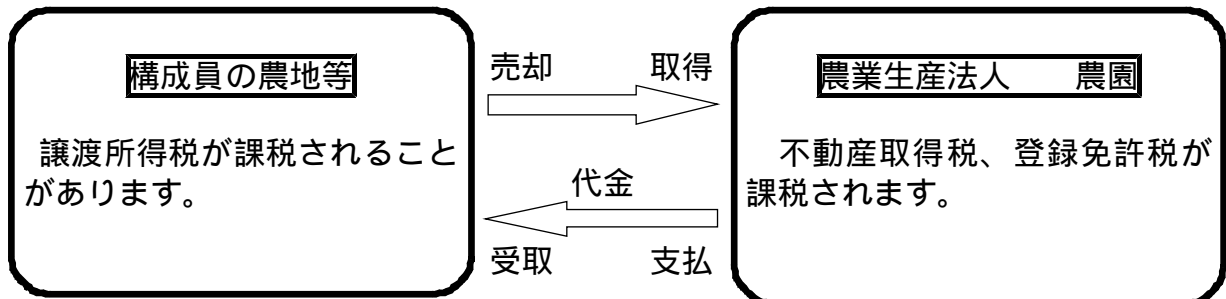
農地等の権利取得については、農地法と農業経営基盤強化促進法に基づくため、各町村の農業委員会へご確認下さい。
譲渡所得税の特別控除や不動産取得税・登録免許税の軽減処置については、税制度の改定により変更がある事項です。
常に、最新の情報を確認するようにして下さい。

2 農業生産法人の設立と農地移動

(1) 構成員が所有する農地の場合

農地等の取得（売買、現物出資、貸借）は、農地法の許可で可能です。また、農業経営基盤強化促進法で行う場合は、農地法の許可は不要です。
特別な理由がなければ、賃貸借で処理することが簡便です。

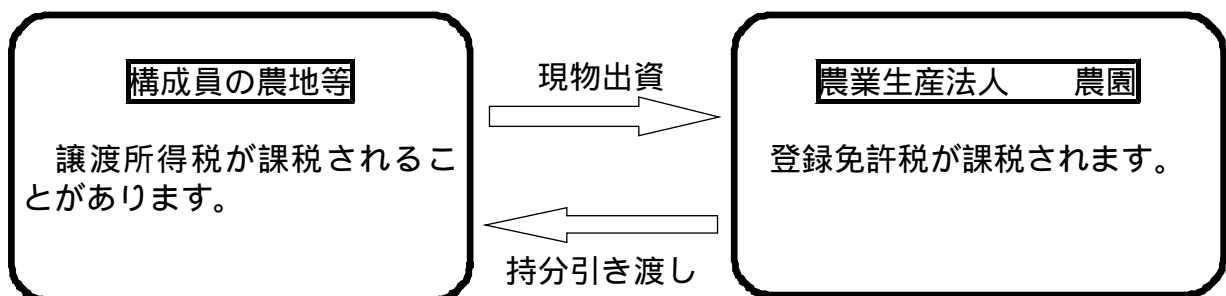
構成員が所有農地を農業生産法人に売却した場合は？



注意！

農地取得代金の支払いに多額の資金を必要とする。➡ できるだけ避けたい。
構成員と農業生産法人に税金の支払いが発生する。➡

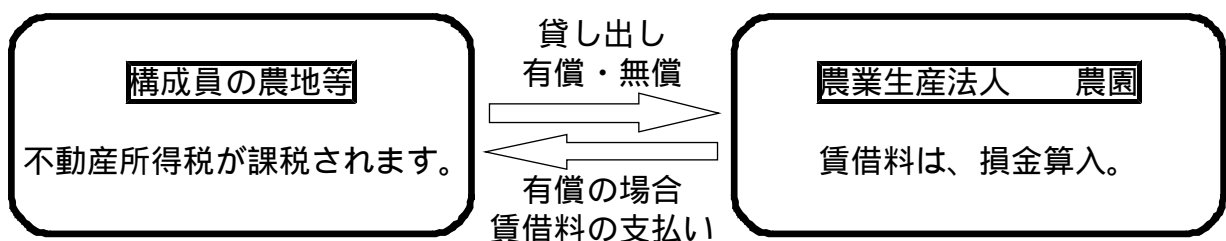
構成員が所有農地を農業生産法人に現物出資した場合は？



注意！

構成員と農業生産法人に税金の支払いが発生する。➡ できるだけ避けたい。
運転資金確保に支障を生じる恐れがある。➡

構成員が所有農地を農業生産法人に貸借した場合は？



注意！

構成員に税金の支払いが発生する。
農業生産法人の支払った賃借料は、損金算入となります。

結論！

構成員の農地等を、農業生産法人が使用するには？

構成員の所有する農地等は、農業生産法人に賃貸借契約します。
農業生産法人は、賃借料を構成員に支払います。
構成員は賃借料を受け取り、所得の一部とします。

(2) 構成員が借り入れていた農地等の場合

構成員となる個人経営主が借り入れていた農地等を農業生産法人に移行させるには、賃借権の移転、一度、所有者に返還し、改めて農業生産法人が借り受け、賃借権の転貸が可能であり、農地法の許可が必要です。

農業経営基盤強化促進法による場合は、農用地利用集積計画の公告で処理します。権利関係が複雑とならないように、転貸は極力避けることが賢明です。

結論！

構成員が借りていた農地等を、農業生産法人が使用するには？

権利関係が複雑にならないように、転貸は避けます。
一度農地を所有者に返還し、改めて農業生産法人に貸し付けます。
農業経営基盤強化促進法による、農用地利用集積計画の告示で処理します。

(3) 構成員外から新たに借り入れる農地等の場合

結論！

構成員外から新たに借り入れる農地等を、農業生産法人が使用するには？

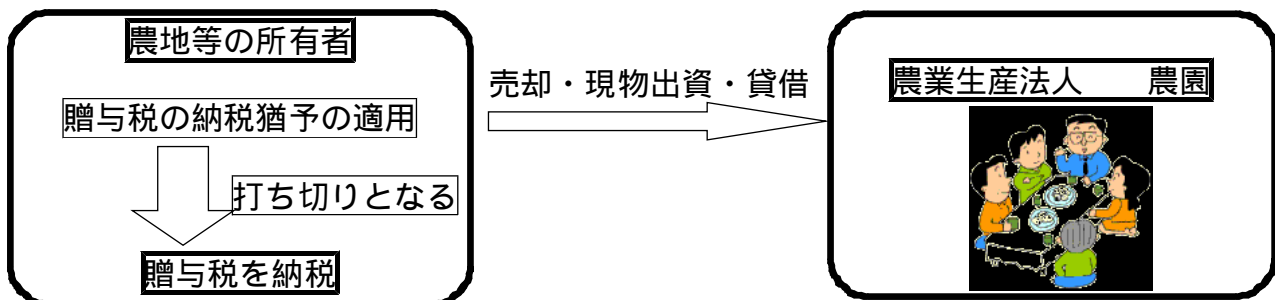
農業経営基盤強化促進法による、農用地利用集積計画の告示で処理します。

3 納税猶予制度との関連

(1) 納税猶予制度を活用している場合

贈与税の猶予の適用（農業経営者が3年以上農業に従事している推定相続人の一人に、農地等を一括して生前贈与した場合、一定の要件の下に贈与税の納税が猶予される）を受けている農地等を、農業生産法人に売却、現物出資、貸借等をした場合（特例農地等の譲渡等）該当農地等に係る納税猶予は打ち切られ、贈与税（及び猶予期間中の利子）の支払いが必要となります。

相続税の納税猶予を受けている特例農地等を、農業生産法人へ譲渡した場合も同様です。



注目 「贈与税納税猶予制度の法人化特例」

すでに農地等に係わる納税猶予の特例の適用を受けている者が、一定の要件を満たす農業生産法人に対し、納税猶予の適用を受けている農地等について、一括して使用貸借による権利の設定をした場合には、その権利の設定はなかったものとみなして、贈与税の納税猶予の特例が継続されます。

法人化特例の内容
贈与税の納税猶予の適用農地等

一括して使用貸借

認定農業者又は特定農業法人である農業生産法人

1 特例措置の対象者

すでに農地等の一括生前贈与を受けて、贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者であること。

2 農業生産法人の要件

当該農業生産法人が認定農業者又は特定農業法人であること。

特例対象者が当該農業生産法人の常時従事役員（当該農業生産法人が認定農業者にあつては、代表権を有すること）であること。

特例対象者の当該農業生産法人における農業従事日数が150日以上（当該農業生産法人が、特定農業生産法人にあつては緩和要件を措置）で、農作業従事日数が60日以上であること。

3 特例の措置期間

平成17年度から23年度まで。

(2) 法人構成員の場合

贈与税の納税猶予制度の適用は、受けられません。

相続税の納税猶予制度も、同様に受けられません。

農業法人と労働条件整備

会社を設立したら、目標実現に向けて働く人の環境整備をすることが必要です。労使が共に健康で快適にやりがいを持って働き続けることは、会社経営の発展に欠かせない条件です。

これらを念頭に置いて 就業規則、労働基準法 労働保険、社会保障制度のポイントを紹介します。

1 就業規則

(1) 求められる就業規則の充実

農業法人には家族経営法人（一戸一法人）があります。税制上や融資面で法人の体裁は整備されても、経営の内実は家族経営が励行されています。

一方、常時10人以上の従業員を持つ法人や複数戸の法人では「就業規則」の提出が義務づけられています。しかし、これらの「就業規則」に求められることは最小限の内容です。

法人の目的や形態、構成員の状況は個々に異なります。それぞれにあった「就業規則」を充実させることは、働く人の健康とやる気につながり、経営発展のためには重要な要件です。

常時10人以上の従業員を持つ法人では、就業規則が必須条件！

就業規則には、下記の基本事項があります。構成員や従業員が所属する法人で、快適に安心して働ける条件整備につながります。

就業規則とは、始業・終業時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金等の労働条件と就業上厳守すべき事項の細目を定めた規則類を総称したものです。

就業規則作成上の留意事項

使用者が原案作成	過半数の労働者の代表者、従業員の意見を聴くこと。
正式な就業規則として決定	従業員の意見書を添付する。
監督署長に届ける	所定の方法により従業員に対して周知する。

10人以下の従業員を持つ（一戸一法人）法人も、就業条件を整えることが必要！

一戸一法人は、家族経営が主です。家族経営協定の締結を行い、この締結内容を参考に就業規則の作成を勧めます。

家族経営協定が目指すのは、
農業経営の充実・発展のため。
ゆとりと展望のある暮らしのため。
円滑な世代交代と相続のために、家族の合意で文書化し実践するもの。

(2) 労働基準法

労働基準法は、就業規則作成のためには知っておかなければなりません。

日本国憲法二七条二項では、「賃金、就業時間、休息、その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める。」と規定しています。

これを受けて昭和22年4月7日に法律第49号として作られたのが、労働基準法です。

その内容は、勤労条件の最低基準のものとなっており、雇用者が1人でもいれば、この法律が適用されます。

この法律の第一条では、労働条件の原則として、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」と規定されています。

労働基準法の項目と内容は、就業規則作成には必要！

- ・労働契約 ・賃金 ・労働時間、休息、休日、年次有給休暇 ・安全衛生
- ・年少者 ・女性 ・災害補償 ・技能者の育成 ・寄宿舎 など

以上の項目や内容を就業規則に反映させましょう！

労働基準法の適用外

農業は、その性質上気候や天候に左右されることが多く、他の事業よりも労働時間や休日に関する柔軟な取り扱いが要請されます。

労働基準法の諸規定のうち「労働時間・休憩・休日」に関する諸規定は、農業に適用されません。しかし、長時間労働や休日出勤を安易に認めて良いということではなく、法律違反として扱われないという意味です。

労働者の健康管理、効率的な業務遂行の観点から、労働基準法の基準（1日8時間、1週40時間労働）を尊重して、労働時間の管理を行っていくことが望まれます。また、「年次有給休暇」は、「休日」とは別の制度として、農業に適用されます。

年次有給休暇（法人は、出勤率8割以上の労働者に対し、次の基準により年次有給休暇を付与しなければならない。）

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5~
休暇日数	10	11	12	14	16	18	20

（参考：取扱所ホームページ等参照）

農業実習生の取り扱いについて

- ・ 農業実習生は、無報酬により実習している場合が多く見られます。
- ・ 実習中の労働災害や事故などの障害が発生する場合もあるため、保険等への加入（パートタイマーに準じるなど）を考慮する必要があります。

2 労働保険、社会保険制度

(1) 労働保険（労災保険と雇用保険）の目的

法人経営では、労働保険、社会保険の事業主負担が新たに課せられます。そのため、法人経営が安定するまでには、負担となる場合があります。

労災保険は、仕事中にけがをした時や仕事が原因で病気になったときの医療費に備えて、法人及び構成員が収入に応じた保険料を支払うことで、給付を受けることができる制度です。

雇用保険は、労働者を雇用する事業では、原則として強制的に適用されます。

労災保険は労働基準監督署、雇用保険は公共職業安定所を窓口、年度ごと1回、申告納付手続きを行います。

表9 労働保険の種類（参考：各取扱所ホームページ等参照）

種類	制度	被保険者	保険者	給付事由
労働保険	労災保険	原則として、全ての事業が適用を受け、その働く全ての労働者が給付の対象となる。	政府	業務上・通勤途上の負傷・疾病、障害、死亡
	雇用保険	原則として、全ての事業が適用を受け、その従業員が、被保険者となる。		失業、雇用の継続が困難となる事由

(2) 労働保険の手続きと保険料

雇用保険

適用対象者の入社、退職時に資格取得、喪失の手続きが必要となる。

通勤手当等を含む総支給額の10.5/1000相当額を法人（事業主）が、7/1000相当額を従業員が負担する（平成22年4月1日以降）。

事業主は、給与や賞与を支払う都度、従業員の賃金から従業員負担分を控除する。

労災保険

雇用形態の如何を問わず、適用事業所に使用されるすべての「労働者」を保護の対象にしている。入社、退職に伴う手続きは不要である。

法人役員が特別加入を希望の時は、手続きが必要である。

農業では、12/1000に相当する額を法人（事業主）が負担する。

(3) 保険料の納付

労働保険料の納付は年度単位で、保険年度は4月1日から翌年3月31日。その年度に支払う賃金総額（賞与を含む）の見込み額に一般保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た額を概算保険料として申告し、次に、その年度の終了後に、その年度に使用した全労働者に実際に支払った賃金総額に一般保険料率を乗じて得た額を確定保険料として申告することにより概算保険料との過不足を精算します。

精算は、概算保険料が確定保険料を超えるときはその差額を翌年度の保険料に充当し、逆の場合は不足額を翌年度の概算保険料に加えて納付して行います。

概算保険料の申告及び確定保険料の申告（これらを「年度更新」といいます。）の手続は、毎年6月1日から7月10日までの間に、所轄の労働基準監督署において「概算保険料申告書」、「確定保険料申告書」を作成して行います。

「概算保険料申告書」と「確定保険料申告書」は同じ用紙（兼用）となっており、前年度分の確定申告と当年度分の概算申告を同時に行うようになっていきます。

(4) 社会保険の種類と目的（農業法人該当： ）

法人を設立したら社会保険（健康保険・厚生年金）の適用を受けます。「健康保険・厚生年金保険新規適用届」を社会保険事務所に提出します。

保険料は、月ごとに標準報酬月額、標準賞与額に一定の保険料率を乗じて計算し、納付します。

表10 社会保険の種類（参考：各取扱所ホームページ等参照）

種類	制度	被保険者	保険者	給付事由
公的医療保険	健康保険 ()	法人の事業主と労働者	健康保険組合、 全国健康保険協会	業務外の病気・ケガ、 出産、死亡
	船員保険	船員として船舶所有者 に使用される者	全国健康保険協会	
	共済組合	国家公務員、地方公務員、 一部独立行政法人職員、 私立学校教職員、 日本郵政グループ職員	各共済組合	病気・ケガ、 出産、 死亡
	国民健康保険	健康保険、船員保険、 共済組合等に参加して いる勤労者以外の一般 住民（個人事業主等）	市（区）町村	病気・ケガ、 出産、 死亡
退職者医療	国民健康保険	定年退職等で65歳未満 の被用者年金受給者及 びその扶養家族の者	市（区）町村	病気・ケガ
高齢者医療	長寿医療制度 (後期高齢者 医療制度)	75歳以上の高齢者と65 ～74歳で障害のある者	都道府県単位に よる後期高齢者 医療広域連合	病気・ケガ
介護保険	介護保険 ()	65歳以上の者、満40歳 以上65歳未満の医療保 険加入者	市（区）町村他	要介護、要支援
年金保険	厚生年金保険 ()	法人の事業主と労働者	社会保険庁	老齢、障害、遺族
	共済組合	国家公務員、地方公務員、 一部独立行政法人職員、 私立学校教職員、 日本郵政グループ職員	各種共済組合	
	国民年金	20歳以上60歳までの日 本に住所を有する者	社会保険庁	老齢、障害、遺族 (付加、寡婦、死亡一時金)

国民年金は、加入を次の3種類に分類されています。

第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、フリーター等

第2号被保険者：65歳未満の厚生年金、共済年金の加入者

第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者

国民年金に保険料を直接納めるのは、第1号被保険者のみです。第2号被保険者は厚生年金等の保険料に国民年金（基礎年金）分が含まれており、第3号被保険者は年金法では本人の保険料負担はなく、配偶者の加入している年金の保険者が第2号被保険者の分とともに基礎年金拠出金として負担しています。

(4) 手続きと保険料

新規適用の手続き

法人の設立に伴い、「健康保険・厚生年金保険新規適用届」を社会保険事務所に提出することとなります。

被保険者に関する手続き

適用対象となる従業員の入社・退社時には、被保険者の資格取得・喪失に関する手続きを社会保険事務所で行います。健康保険と厚生年金保険は、被保険者となる範囲が原則重なるので、資格の取得・喪失についてはそれぞれ共通の届出書で提出します。また、健康保険の被扶養者(一定の条件を満たした扶養家族)については、別途届出書があります。

保険料(北海道)

ア 健康保険

給与にかかる保険料は、標準報酬制度が採用されています。各従業員の給与水準は、原則として4・5・6月に支給される給与が基準となり、その標準報酬月額に、保険料率を乗じて計算します。

保険料率は9.42%で、事業主と従業員の折半です。翌月の給与から従業員負担を控除し、翌月末までに納付します。

賞与は、標準賞与制度が採用されています。1,000円未満端数を切り捨て、上限は年間540万円で上記の保険料率を乗じます。その他は、同上です。

イ 厚生年金保険

健康保険と同様に、給与にかかる保険料は標準報酬制度が採用されています。各従業員の給与水準は、原則として4・5・6月に支給される給与が基準となります。その標準報酬月額に、保険料率を乗じて計算します。

保険料率は16.058%(H22.9~)で事業主と従業員の折半です。翌月の給与から従業員負担を控除し、翌月末までに納付します。賞与は、標準賞与制度が採用されています。1,000円未満端数を切り捨て、上限は1か月あたり150万円で上記の保険料率を乗じます。その他は、同上です。

ウ 介護保険

高齢化や核家族化の進展等により、要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして2000年4月より介護保険制度が導入されました。

第1号被保険者の介護保険料は3年に1度策定される介護保険事業計画における介護サービスの供給量等に基づき、保険者毎に基準の保険料が設定され、被保険者の所得状況等に応じて、課せられることとなります。

第2号被保険者の介護保険料は、全国の給付状況に基づき、国が各医療保険者毎の総額を設定し、それに基づき医療保険者毎に額を設定することとなっています。

(ア) 65歳以上の方

保険料の額は、市区町村全体でどの程度サービスが必要かによって、基準額が決まります。そのうえで、所得段階別に個々人の保険料額が決まります。

所得段階の数やその対象となる条件、基準額に乗じる割合は、市区町村ごとに異なります。

65歳以上の保険料 = 市区町村ごとに定められる基準額 × 所得段階ごとの「率」

保険料の納め方には、年金からの天引き(特別徴収)と、口座振替または納付書による納付(普通徴収)があります。

特別徴収とは、年金の年額が18万円以上の方は、年金から天引きされます。65歳になる方や転入に伴い資格を取得された方は、年金天引きが開始されるまで6か月から1年程度かかります。

普通徴収とは、年金の年額が18万円に満たない方や無年金の方などは、納付書に記載されている金融機関等で納めてください。口座振替もできます。

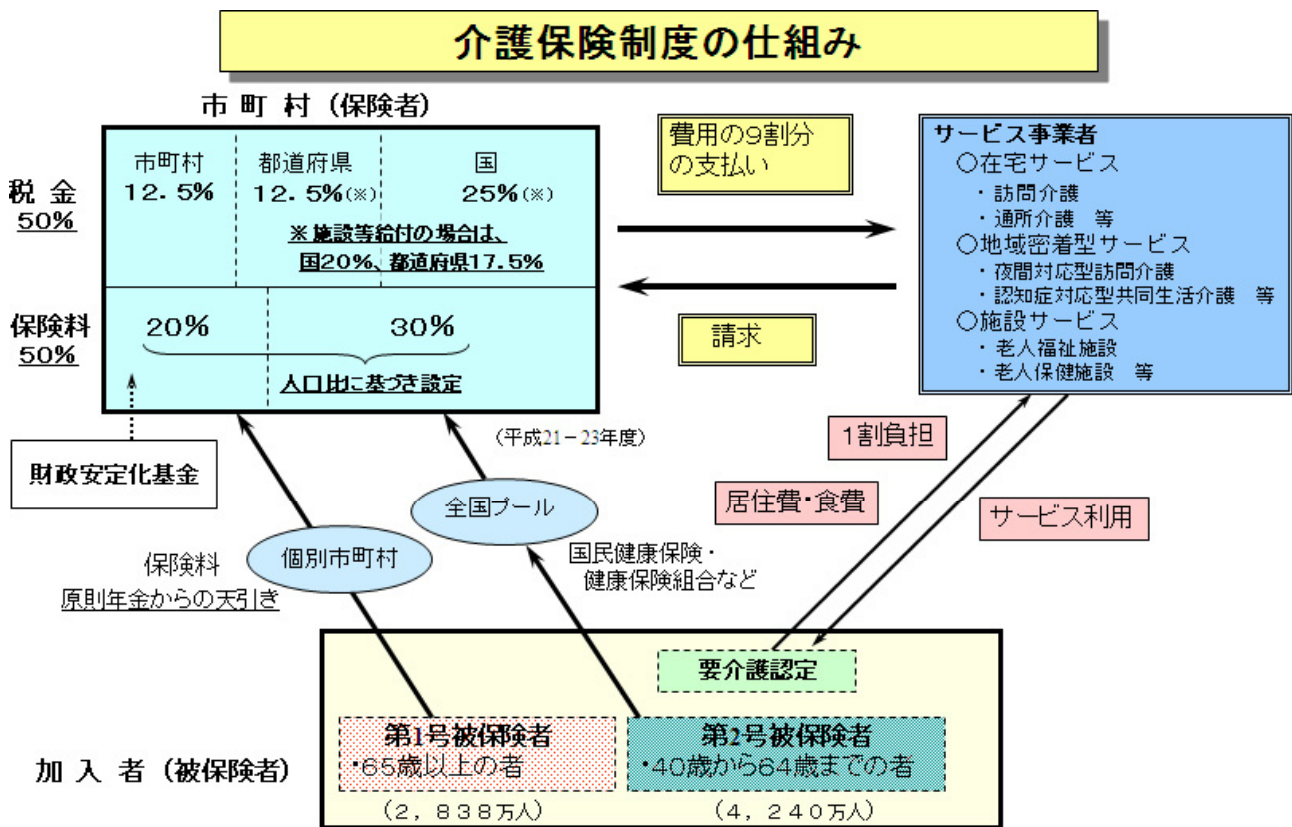
(イ) 40歳から64歳までの方

40歳から64歳までの方の介護保険料は、医療保険の保険料として一括して徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

健康保険に加入している場合、保険料は給料に応じて異なります。また、保険料の半分は事業主が負担します。

サラリーマンの配偶者など被扶養者の分は、原則として各健康保険の被保険者が皆で分担することとなっていますので、個別に保険料を納める必要はありません。

国民健康保険に加入している場合、保険料は所得や資産等に応じて異なります。保険料と同額の国庫負担があります。また、世帯主が、世帯員の分も負担します。



(注) 第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告(暫定)(平成21年4月末現在)」による。

図4 介護保険制度の仕組み(参考:各取扱所ホームページ等参照)

(5) 法人役員の労災保険加入

労災保険は労働者のためですが、一般の農業者や農業法人の役員等も、労働者でなくても農作業等の労働にも従事するわけですから、これに応じた特別加入(任意加入)の道があります。これには、以下のものがあります。

厚生労働大臣が定めた特定の農業機械を使う人(特定農業機械使用者)が、その機械を使っての作業中の事故について労災対象として保証するもの。

厚生労働省令で定める特定の作業(例えば、動力により駆動される機械を使用する作業)に従事する人が、その作業中の事故について労災補償するもの。

「中小事業主」とその家族従事者、法人の役員を対象とした特別加入するもの。農業法人の場合は、が該当となり、常時従業員数300人以下の中小事業主を対象としたもので、役員とその家族が加入できます。その際には、労働保険事務組合(農協など)に労働保険事務の処理を委託しなければなりません。

特別加入者の保険料、又その方が業務上の災害等により労災給付を受けることとなった場合に、基礎になるものを給付基礎日額といいます。特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。この給付基礎日額に365を乗じたものが保険料算定基礎額の総額となり、さらに当該事業及び一人親方団体に適用されている保険料率を乗じたもの(海外派遣は一律4/1000)が、1年間の保険料となります。

(6) パートタイマー等の社会保険加入

労災保険

業務災害、通勤災害に関しては、農林水産の一部事業を除き、パートタイマー等にも適用されます。保険料は全額事業主の負担です。

雇用保険

雇用保険に関しては、次の条件を全て満たす者はパートタイマー等であっても一般被保険者となります。保険料は、被保険者負担分を賃金から控除されます(平成22年4月1日以降実施)。

1週間あたりの所定労働時間が20時間以上であること。

31日以上雇用される見込みがあること。

尚、週40時間の労働時間で契約している場合は、31日以上雇用される見込みがなくとも雇用保険の被保険者となります。

健康保険・厚生年金保険

パートタイマー等の人健康保険・厚生年金保険の被保険者となるか否かは、常用的使用関係にあるかどうかを労働日数・労働時間・就労形態・職務内容等を総合的に勘案して判断されます。そのひとつの目安となるのが、就労している人の労働日数・労働時間です。

健康保険・厚生年金保険に関しては、次の条件をすべて満たす者はパートタイマー等であっても原則として、被保険者となります。保険料は「健康保険料額表」及び「厚生年金保険料額表」に基づき、被保険者負担分を賃金から控除されます。

1日又は1週間の労働時間が、正社員の概ね3/4以上であること。

1か月の労働日数が、正社員の概ね3/4以上であること。

標準報酬月額決め方

標準報酬月額の決め方には、次の4とおりの場合があります。

1 資格取得時の決定

新規に被保険者の資格を取得した人の場合は、次の方法によって決めます。

- (1) 月給・週給など一定の期間によって定められている報酬については、その報酬の額を月額に換算した額。
- (2) 日給・時間給・出来高給・請負給などの報酬については、その事業所で前月に同じような業務に従事し、同じような報酬を受けた人の報酬の平均額。

- (3) (1)または(2)の方法で計算することのできないときは、資格取得の月前1か月間に同じ地方で同じような業務に従事し、同じような報酬を受けた人の報酬の額。
- (4) (1)または(2)までの2つ以上に該当する報酬を受けている場合には、それぞれの方法により算定した額の合計額。

2 定時決定（パートタイマー除く）

被保険者が事業所から受ける報酬は、昇給などで変動します。そこで、変動後の報酬に対応した標準報酬月額とするため、毎年1回、決まった時期に標準報酬月額の見直しをすることとしており、これを定時決定といいます。

- (1) 対象となるのは、7月1日現在の被保険者について、4月・5月・6月に受けた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分にあてはめて、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額を決定します。なお、支払基礎日数が、17日未満の月については、標準報酬月額の計算から除くことになっています。
- (2) ただし、6月1日から7月1日までの間に被保険者となった人 7月から9月までのいずれかの月に随時改定または、育児休業等を終了した際の改定が行われる人は、定時決定は行われません。

3 随時改定

被保険者の標準報酬月額は、原則として次の定時決定が行われるまでは変更しませんが、報酬の額が著しく変動すると、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このため、被保険者が実際に受けている報酬の額に著しい変動が生じ保険者が必要と認めた場合には、標準報酬月額の改定を行うことができるようになっていきます。これを「随時改定」といいます。なお、改定された標準報酬月額は、次の定時決定までの標準報酬月額となります。

随時改定は、次の3つのすべてにあてはまる場合に、固定的賃金の変動があった月から4ヶ月目に改定が行われます。

- (1) 昇（降）給などで、固定的賃金に変動があったとき
- (2) 固定的賃金（ ）の変動月以後継続した3ヶ月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分にあてはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
- (3) 3か月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき
固定的賃金とは？
基本給・家族手当・役付手当・通勤手当・住宅手当など稼働や能率の実績に関係なく、月単位などで一定額が継続して支給される報酬をいいます。

4 育児休業等を終了した際の改定

育児休業等を終了した（育児休業等終了日において3歳に満たない子を養育する場合に限ります。）後、育児等を理由に報酬が低下した場合であっても、随時改定の事由に該当しないときは、次の定時決定が行われるまでの間、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になります。このため、変動後の報酬に対応した標準報酬月額とするため、育児休業等を終了したときに、被保険者が事業主を経由して保険者に申出をした場合は、標準報酬月額の改定をすることができます。

なお、事業主はこの申出にあわせて、「健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届」により保険者に届出をしなければなりません。

(1) 改定となる場合

被保険者が改定対象者に該当する場合であって、事業主を経由して保険者に申出をしたとき

(2) 改定となる対象者

1歳に満たない子または1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業を終了した被保険者。

1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業制度に準ずる措置による休業を終了した被保険者。

(3) 何を基準に改定するのか。

育児休業等終了月（ただし、終了した日が月末である場合は、その翌月）以後3ヶ月間に受けた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分にあてはめ、現在の標準報酬月額と1等級でも差が生じた場合には、改定します。

(4) いつから改定されるのか。

育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過する月の翌月から、標準報酬月額が改定されます。なお、改定された標準報酬月額は、次の定時決定までの標準報酬月額となります。

表11 社会保険制度一覧（参考：各取扱所ホームページ等参照）

		加入者区分	経営形態				
			個人又は任意組合		農業法人 (農事組合法人)	農業法人 (会社法人)	
公 的 制 度	医療保険	事業主 従業員	強制	国民健康保険 (従業員は、任意適用で健康保 険に加入可能)	強制	健康保険	
	年金保険	事業主 従業員	強制	国民年金 (従業員は、任意適用又は単独 で厚生年金に加入可能)	強制	厚生年金(70歳未満)	
			任意	農業者年金			
	労災保険	事業主	任意	「中小企業主等特別加入」 中小事業主等 300人(金融業、保険業、不動産業、小売業の場合50人、卸売業、 サービス業の場合100人)以下の労働者を使用する事業主及びその 家族従事者 法人その他の団体の役員であるときは代表者以外の役員のうち労 働者でないもの 労働保険事務組合(農協など)に労働保険事務の処理を委託しな ければならない 特定作業従事者 一定規模の農業(畜産・養蚕含む)における特定の危険有害業務 従事者 厚生労働大臣が定める種類の機械を使用して農作業に従事する者 (、 、 省略)			
		従業員	強制	従業員1人以上			
	雇用保険	事業主	適用なし				
従業員		強制	従業員5人以上		強制	従業員1人以上 (一般、短時間、高齢、 短期特例)	
	任意	従業員5人未満 (労働者の1/2以上の同意を必要 とし、かつ、年間を通して使用 される1人以上の雇用が認めら れることが要件)					
任 意 制 度	上積み保障	労災保険の上積み(損害保険会社扱い)、厚生年金など					
	退職金	独自の退職金規程(就業規則記載)によるもの。 中小企業退職金共済制度利用など					

表12 各保険制度の保険料一覧（参考：各取扱所ホームページ等参照、平成22年9月現在）

	保険料算定 基礎賃金	保 険 料 率			保険者への 納付期間
		事業主負担	従業員負担	計	
健康保険	標準報酬月額 及び賞与	47.1/1000	47.1/1000	94.2/1000	前月分を毎 月納付
介護保険		7.5/1000	7.5/1000	15.0/1000	
厚生年金		80.29/1000	80.29/1000	160.58/1000	
児童手当拠出金		1.3/1000	-	1.3/1000	

平成16年（2004年）の法律改正により、厚生年金保険料率は平成29年9月まで毎年改訂されることとなっており、平成29年（2017年）9月以降は、183.00/1000に決定しています。

3 法人化と農業者年金・経営移譲年金

(1) 法人構成員の農業者年金受給要件

一定の要件を満たせば、農業者年金の旧制度の経営移譲年金、新制度の特例付加年金を受給できますが、要件は制度により異なるので注意が必要です。

旧制度

経営移譲年金を受給するためには、65歳の誕生日の2日前までに経営移譲しなければなりません。

ア 昭和32年1月1日以前生まれ。

イ 旧制度に係る保険料納付済期間等 + 特別カラ期間（平成14年1月からその者が65歳に達する月の前月までの月数）が20年（240月）以上。

ウ 65歳になるまでに、農業生産法人の持分又は株式を適確な第三者、又は後継者（60歳未満、以下同様）に譲渡し、当該生産法人の構成員ではなくなる。

エ 自己名義の農地等について、後継者又は第三者に移転するか、使用収益権を移転又は設定（期間10年以上）する。

新制度

特例付加年金を受給するためには、政策支援対象者が20年要件、年齢要件、経営継承等の要件を満たすことが必要です。

ア 新制度における60歳までの保険料納付期間 + 新制度におけるカラ期間（60歳までの期間：短期被用者年金期間、特定被用者年金期間、農林漁業団体役員期間、農業法人構成期間、特例事業所期間、国民年金保険料免除期間）が20年以上。

イ 原則として65歳に達したこと（経営継承後60歳以降であれば、農業者老齢年金と併せて繰上受給を請求できます）。

ウ 以下の経営継承等の要件を満たし、農業を営む者でなくなること。

特定農業者（農地等及び特定農業用施設につき所有権又は使用収益権に基づき農業を営む者）の場合

農地等（第三者継承の場合の自留地を除く）及び特定農業用施設等の全てを、第三者又は後継者に対し、権利移転等の要件を満たす権利の移転・設定を行い、農業を営む者でなくなること。

特定農業者以外の者の場合

- ・ 農地等の権利名義を持たず、一般農業生産施設のみにつき所有権又は使用収益権に基づき農業を営む者の場合は、当該施設について売却、供用廃止、用途変更等を行うことにより、農業を営む者でなくなること。
- ・ 家族経営協定により経営に参画している配偶者、後継者の場合は、家族経営協定書に掲げる取り決めのうち、経営関係部分について家族経営協定書の破棄又は経営関係部分からはずれる等明確にすること。

表13 経営継承等における農業用施設等の取り扱い

経営継承の対象となるもの		経営継承等のやり方
農地等	農地、採草放牧地	譲受適格者に対し、権利の移転・設定
特定農業用施設	畜舎及び温室（残存耐用年数10年以上のもの）	
経営継承の対象とならないが供用廃止等が必要なもの		供用廃止等のやり方
一般農業生産施設	畜舎及び温室（残存耐用年数10年以上のもの）、蚕室、キノコ栽培施設等の生産施設	権利を移転・設定、供用廃止又は用途変更することにより農業経営を廃止する。 （供用廃止・用途変更した施設内に棚卸資産がないことについて、農業委員会の確認を受ける。）
貯蔵施設、加工施設、集出荷施設、格納庫、倉庫、乾燥室等上記以外の施設		

(2) 法人化した場合に、農業者年金に加入している又は受給しているときは？

被用者年金に加入している期間は？

現在の農業者年金は、国民年金第1号被保険者(自営業者等、20歳以上60歳未満)で、年間60日以上農業に従事する人であれば誰でも加入できます。一方、法人化した場合は、原則として厚生年金の適用事業所になり、国民年金の第2号被保険者となるため、農業者年金の被保険者資格を喪失することとなります。

但し、厚生年金加入後に一定の要件に該当する場合、所定の手続きを行えば「カラ期間」として政策支援加入要件や特例付加年金の支給要件である期間(20年)に算入(通算)することができます。また、政策支援対象者が受給に必要な保険料納付済期間等の条件を満たした場合は、適確な相手方(農業法人を含む第三者や後継者)に、基準日に所有していた農地等及び特定農業用施設等を経営継承すると、特例付加年金が受給できます。

経営移譲年金の受給者が農業生産法人の構成員、役員になれば、年金は支給停止になる？

経営移譲年金の受給権者が、農地等の権利(持分取得)に基づいて農業を行う農業生産法人(会社法人)の構成員になった場合は、農業経営の再開となり年金の支給が停止されます。ただし、従業員として雇用される(法人の持分を有さない)場合は、支給停止となりません。また、法人の農業に従事しない役員(持分又は株式の取得のみ)の場合は、支給停止になりません。

一方農事組合法人では、役員つまり理事になると組合員たる農民であることが必要となるため、農業経営再開となり経営移譲年金の支給は停止されます(代わりに農業者老齢年金が支給)。尚、受給権者が理事でなく、例えば顧問、アドバイザーという立場であれば、引き続き受給できます。

経営移譲を受けた後継者が、任意組織の集落営農又は農業生産法人に参加すると、受給者(後継者の親)の経営移譲年金の受給は？

集落営農に経営移譲を受けた後継者が参加する場合は、農地の権利名義に変化があるものでないことから、受給者は引き続き受給できます。

同じく農業生産法人に経営移譲を受けた後継者が参加し構成員となる場合においても、受給者が返還を受けた農地を農業生産法人に対して所有権の移転、使用収益権の設定等を行うなど適切な手続きを行えば、受給者は引き続き受給できます。

経営移譲を農業生産法人に行った場合は？

経営移譲の相手側が農業生産法人(分割移譲の場合は、処分対象農地の3/4以上かつ30a以上することが必要)の場合は、基本額に加算の付いた年金が支給されます。

参考：農業者年金制度（積立方式）

1 加入要件

農業者の自主性を尊重し、農業者からの申し出に基づく任意加入のみとなり、基金に加入の申し出を行った日（JA受付日）から被保険者となります。

次の年齢要件・国民年金の要件・農業上の要件の3つの要件を満たせば誰でも加入することができます。

年齢要件：20歳以上60歳未満

国民年金の要件：国民年金の第1号被保険者（但し、保険料納付免除者でないこと）

農業上の要件：年間60日以上農業に従事する者

国民年金の付加年金への加入（付加保険料の納付）

農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を納付（強制適用）しなければなりません。

2 加入の種類

(1) 通常加入（通常保険料）

政策支援を受けない場合の加入で、加入要件を満たした者が加入を申し込むことにより加入することができます。期間に関する要件はなく、例えば、加入を申し込んだ日から60歳で資格喪失するまでの間に保険料を納付できる期間が1か月しかなくても加入することができます。

納付した保険料とその運用益を基礎として65歳（60歳までの繰上可能）から、農業者老齢年金が支給されます。

(2) 政策支援（保険料の国庫補助）加入

農業の担い手のうち、老齢時まで長期間農業に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に寄与する農業経営者は、保険料に係る負担を軽減するため、政策支援（保険料の国庫補助）が行われます。

政策支援を受けた者が、将来受給要件を満たしたときに、国庫補助額及びその運用収入を基礎とした特別付加年金を受給することとなります。

次の20年要件、所得要件、年齢要件を満たし、かつ、下表（補助対象者区分）の区分1～5のいずれかに該当する意欲ある担い手が対象となります。また、同一経営内での夫婦や後継者など、複数でも政策支援の対象となります。

基本となる保険料20,000円/月に対し、区分ごとに補助額が補助されます。

20年要件

60歳までに20年以上見込まれるもの（旧制度加入者は、納付期間合算可能）。

所得要件

必要経費等控除後の農業所得が900万円以下であること。

年齢要件

旧制度の保険料納付済期間等を合算にして20年要件を満たす旧制度加入者の場合にあっては、昭和22年1月2日以降生まれであること。

保険料の補助期間は、以下のとおりです。

35歳未満は、要件を満たしている全ての期間

35歳以上は、10年間が限度として、

+ の合計で、最大20年間です。

表14 補助対象者区分

区分	補助対象者	国庫補助額(特例保険料額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1又は2の要件を具備している経営者と家族経営協定を締結し、経営に参画しているその配偶者又は直系卑属(経営者が農業者年金に加入していなくてもかまいません)		
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
5	35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者		-

3 資格喪失

資格喪失には、当然喪失と任意脱退による喪失があります。

(1) 当然喪失

次のいずれかに該当したときは、本人からの申し出がなくとも法律上資格喪失となります。

死亡したとき

国民年金の資格を喪失したとき(例えば、60歳前に海外に移住したとき)

国民年金の第2号被保険者となったとき

国民年金の第3号被保険者となったとき

国民年金の保険料の全額又は一部の額の納付が免除されたとき

60歳に達したとき

農業に従事する者でなくなったとき

(2) 任意脱退

加入者は、いつでも基金に申し出て脱退することができ、申し出を行った日の翌日に資格喪失します。但し、新制度は脱退しても一時金は支給されません。また、それまで納付された保険料及びその運用益に相当する分については、将来、農業者老齢年金(又は、死亡一時金)として受給することとなります。

4 保険料

農業者年金に加入した場合は、保険料の納付義務が生じます。そして、納付した保険料総額とその運用益を基礎とした農業者老齢年金として受給することとなります。

なお、納付した保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

(1) 通常保険料(政策支援を受けない者が納付する保険料)

保険料の額は、それぞれの農業所得や老後設計に応じて、月額20,000円から67,000円まで1,000円単位で加入者が決定し、また、いつでも変更することができます。

(2) 特例保険料(政策支援を受ける者が納付する保険料)

基本となる保険料月額20,000円から補助額を除いた額が、特例保険料額です。特例保険料の額は、前表の区分ごとに応じた額となっています。

この政策支援を受けている期間は、基本となる保険料月額20,000円を増額又は減額することはできません。

5 年金給付

給付の種類は、農業者老齢年金、特例付加年金、死亡一時金の3種類です。

(1) 農業者老齢年金

加入者が納付した通常保険料、特例保険料及びその運用収入の総額を基礎とする終身年金です。

受給要件は、原則として65歳に達した時からの支給ですが、国民年金と同様に60歳まで繰上受給を選択することができます。

(2) 特例付加年金

保険料の国庫補助額とその運用収入を基礎とする終身年金で、前述した20年要件を満たす者が、原則65歳に達し、かつ、農業を営む者でなくなったときから受給できます。なお、特例付加年金を繰上受給する場合は、農業者老齢年金と併せて受給することとなります。また、特例付加年金と旧制度の経営移譲年金の両方を受給する場合は、それぞれの受給要件（前述のとおり）を満たすことが必要です。

(3) 死亡一時金

加入者の死亡によって被保険者資格が喪失し、受給権者の死亡によって年金受給権は失権します。

死亡一時金は、納付した保険料とその運用収入を原資とする農業者老齢年金の受給機会の喪失を埋め合わせることが適当であることから、被保険者及び受給権者が80歳に達する前に死亡したときに、その者と生計を一にする遺族に一時金として支給されます。

死亡一時金の額

死亡した月の翌月から80歳に達する月まで、農業者老齢年金を支給するとした場合に、支払われることとなる年金を、支払われるまでの期間に応じた金利で割り引いた金額となります。

遺族の範囲

配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹（順位は記載順）であって、死亡当時に生計を一にしていた者です。

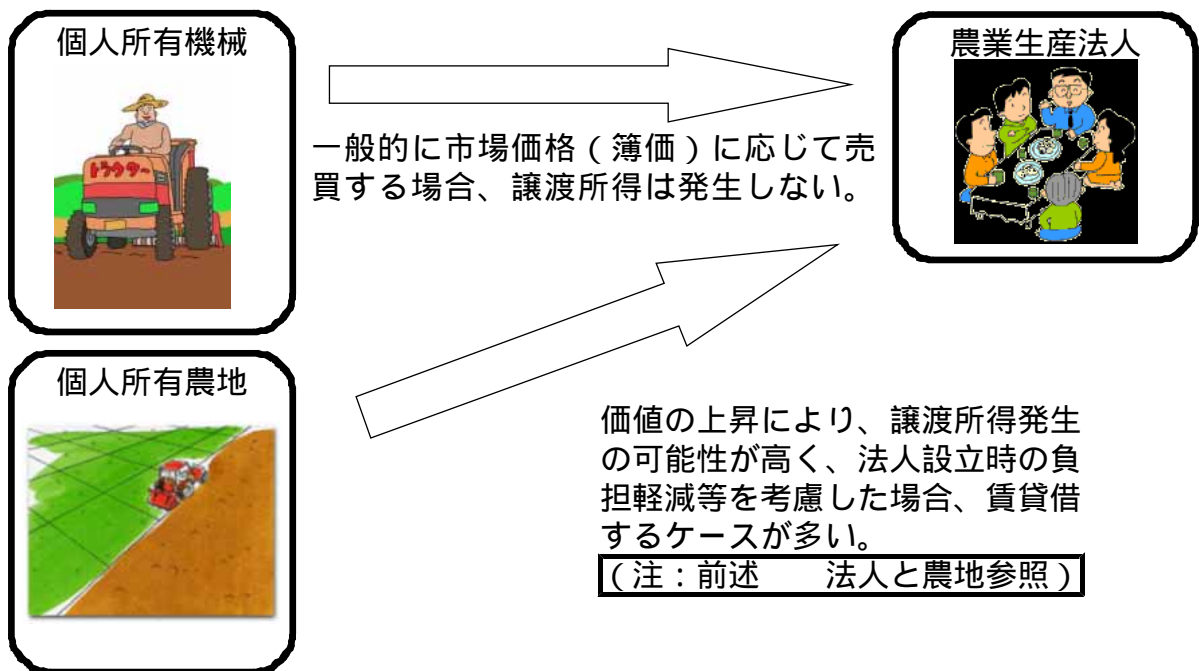
法人にかかる税

1 法人なりにあたっての税金

(1) 譲渡所得について

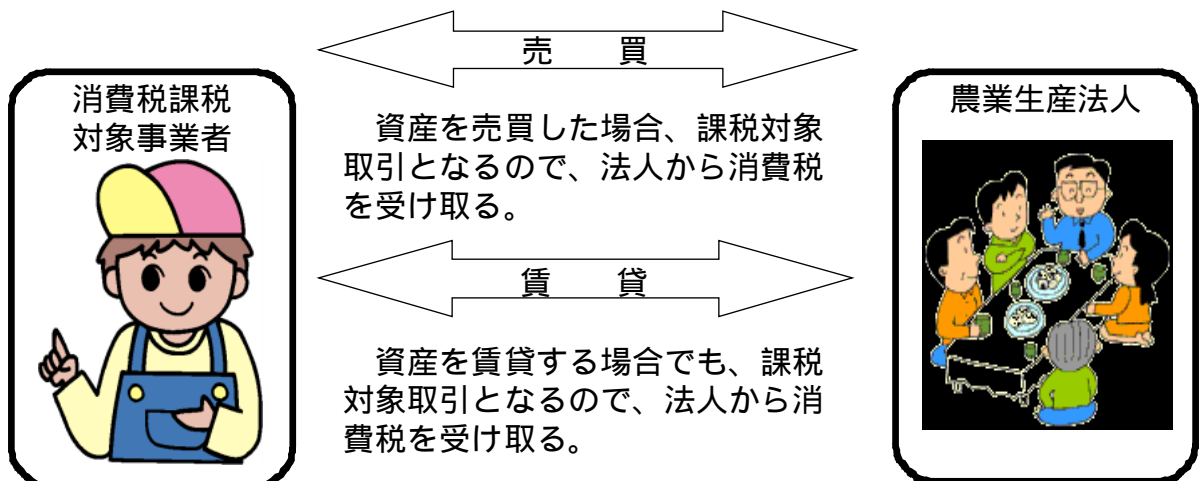
「家族を基本とした個別経営」又は「所得向上や大型機械の共同利用による経費節減を目指す有志」で法人化を行う場合、新たな集団（法人）ができることを予め認識しなければなりません。これは、自分たちの資産である「農地」、「施設」、「機械」等を新たな集団（法人）へ移行したとき、自分達の資産を他人に譲渡したとみなされ、譲渡所得課税が発生します。このことから、資産を引き継ぐ際には、譲渡もしくは賃貸するのかを精査する必要があります。

特に土地（＝農地）に関しては、長期間の保有の間に価値が上昇し、譲渡所得発生の可能性が高く、多額の税負担が起こる可能性も高くなり、新法人に過大な資金負担となることがあります。そのため、賃貸契約を結び、法人から個人へ賃料を払うケースが多いようです。



(2) 資産引継ぎにかかる消費税について

法人を指向する個人が消費課税事業者であった場合、資産引継ぎをするときには、法人から消費税を受け取る必要があります。賃貸をする場合でも、消費税の課税取引となるので、賃貸料にかかる消費税を法人から受け取る必要があります。



2 事業開始後に生じる税金

法人として事業を開始すると、所得が発生します。所得に対して、法人税、法人事業税が課せられます。また、人格を持った集団とみなされるので、法人住民税（法人道民税、法人市町村民税）も課せられます。また、法人設立時における売上げなどから、消費税課税の適用も判断しなければなりません。

(1) 法人税

農業生産法人のうち、会社形態（株式会社、合資会社、合名会社）の法人は、法人税法で普通法人として扱われます。また、資本金1億円以下の場合は、中小法人の扱いとなります。

一方、農事組合法人のうち協同組合等に該当する場合は、普通法人とは税率が異なります。

表15 基準法人税率（抜粋）

区 分	税 率	連結親法人の税率
普通法人（一般社団法人・一般財団法人（非営利型一般法人を除く））	30%	30%
中小法人（資本金1億円以下のもの）		
	所得年800万円超の部分 所得年800万円以下の部分	30% 22%（18%）
		30% 22%（18%）
協同組合等		
	所得年800万円超の部分 所得年800万円以下の部分	22% 22%（18%）
		23% 23%（19%）

注：（ ）内の税率は、平成21年生活対策による軽減税率であり、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの時限措置。

例：資本金1億円未満、所得（＝益金－損金）1,000万円の法人

$$1,000万円 = (200万円 \times 0.3) + (800万円 \times 0.18)$$

$$= (60万円) + (144万円)$$

$$= 204万円（法人税納付額）$$

損金算入は、認められません。

(2) 法人事業税

納税義務者は、事業を行う法人及び一定の事業を行う個人となっています。

表16 法人の課税標準及び税率の抜粋（平成20年10月1日以降開始する事業）

				外形対象法人
一般法人	付加価値割	外形対象法人(注)のみ		0.48%
	資本割	外形対象法人(注)のみ		0.2%
	所得割	400万円以下の金額	2.7%	1.5%
		400万円超、800万円以下の金額	4.0%	2.2%
		800万円超の金額及び清算所得	5.3%	2.9%
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の所得		5.3%	2.9%	
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得割	400万円以下の金額	2.7%	
		400万円超の金額及び清算所得	3.6%	
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の所得	3.6%	
その他(収入金額課税法人) (電気・ガス供給業、生命・損害保険業を行う者)	収入割	収入金額	0.7%	

(注) 外形対象法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人で、所得割の他に、付加価値割、資本割が課税されます。

例：資本金1億円未満、所得(=益金-損金)1,000万円の法人

$$\begin{aligned}
 1,000万円 &= (400万円 \times 0.027) + (400万円 \times 0.04) + (200万円 \times 0.053) \\
 &= (108,000円) + (160,000円) + (106,000円) \\
 &= \underline{37.4万円(法人事業税納付額)} \quad \text{損金算入は、認められません。}
 \end{aligned}$$

(3) 地方法人特別税

この税金は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から課税されるもので、法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課税される国税です。

なお、賦課徴収は法人事業税と併せて都道府県が行います。

表17 地方法人特別税率

法人の種類	税率
付加価値割、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	148%
所得割額によって法人事業税を課税される法人（資本金1億円以下の普通法人、特別法人、公益法人等）	81%
収入割額によって法人事業税を課税される法人（電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業）	81%

例：上記「例」の法人の場合

$$37.4\text{万円} \times 0.81 = 302,900\text{円（地方法人特別税納付額）}$$

(4) 法人住民税

法人住民税には、法人道民税と法人市町村民税の2つに分かれており、その算定は均等割と法人税割の2つで構成され、資本金の多寡や従業員数によって税率や金額が変わります。

均等割は資本等や従業者数に応じて算定されます。

法人税割は、法人税法などの規定によって計算された法人税額に、法人税法の規定によって控除した所得税額等を加えた金額を課税標準とし、それに所定の税率を乗じて計算します。

なお、道内に事務所（事業所）がある法人は、均等割、法人税割の両方を納めることとされています。

表18 均等割の税率

資本金等の額	従業者数	市町村民税 (標準税率)	道民税
50億円超	50人超	3,000千円	80千円
10億円超～50億円以下	50人超	1,750千円	540千円
	50人以下	410千円	
1億円超～10億円以下	50人超	400千円	130千円
	50人以下	160千円	
1千万円超～1億円以下	50人超	150千円	50千円
	50人以下	130千円	
1千万円以下	一般法人	50人超	20千円
	一般法人、公共・公益法人、一般社団法人等	50人以下	

市町村民税の制限税率は、標準税率の1.2倍であり、制限税率の範囲内で市町村が定めることから、市町村によって異なります。

表19 法人税割の税率

区 分		市町村民税	道民税
資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人・保険業法に規定する相互会社		12.3%	5.8%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下	法人税額が年1,000万円超		5.8%
	法人税額が年1,000万円以下		5.0%

市町村民税の制限税率は、14.7%（H22.4.1現在、日高管内は各町とも14.7%）

例：資本金500万円、所得（＝益金－損金）1,000万円の法人、従業員50人以下
 $1,000万円 = (200万円 \times 0.3) + (800万円 \times 0.18)$
 $= (60万円) + (144万円)$
 $= 204万円（法人税納付額）$
 均等割（市町村民税50千円＋道民税20千円）＋
 法人税割（市町村民税2,040千円 \times 0.123）＋道民税2,040千円 \times 0.05）
 $=（均等割：70千円）＋（法人税割：250.92千円＋102千円）$
 $= 422.92千円（法人住民税納付額）$ 損金算入は、認められません。

(5) (1)～(4)の生負担計算例

表20 資本金500万円、税引前当期利益1,000万円の場合（概算）

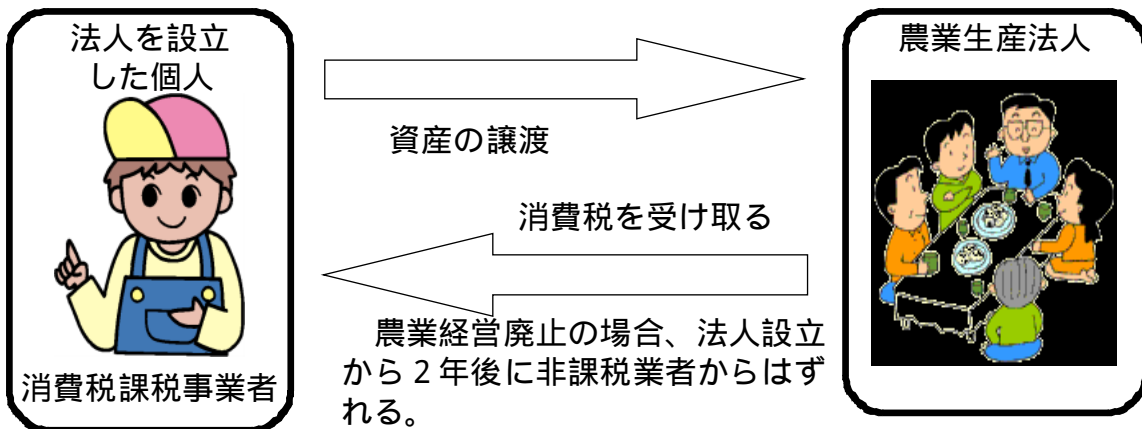
税金の種類	計算基礎	計 算 式	計	摘要
法人税	1,000万円	$(200万円 \times 30\%) + (800万円 \times 18\%)$	204万円	
法人事業税	1,000万円	$(400万円 \times 2.7\%) + (400万円 \times 4.0\%) + (200万円 \times 5.3\%)$	37.4万円	
地方法人特別税	37.4万円	$37.4万円 \times 0.81$	30.2万円	
法人道民税	204万円	$2万円（均等割） + (法人税割 \times 5\%)$	12.2万円	
法人市町村民税	204万円	$5万円（均等割） + (法人税割 \times 12.3\%)$	25.1万円	
合 計		+ + + +	308.9万円	

概ね、利益の31%が税金となります。

(5) 消費税について

法人なりした個人の消費税

法人を設立した個人が、設立した年が消費税の課税業者の場合は、資産譲渡の多くが課税取引となるので、基本的に法人から消費税を受け取ることとなります。



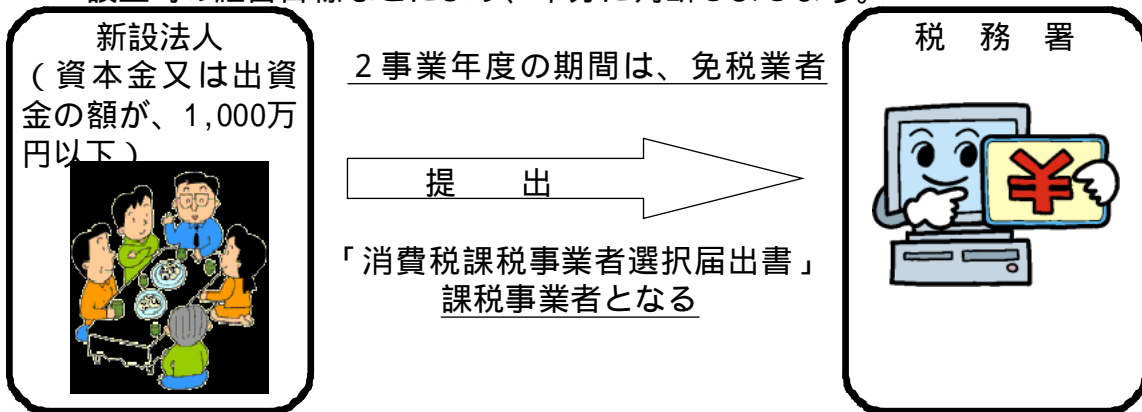
- ・ 課税売上高1,000万円を超える場合は、引き続き課税業者となる。
- ・ 課税売上高1,000万円以下となった場合、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を税務署に提出する。

法人設立と消費税

ア 資本金の額又は出資金の額が1,000万円未満の新設法人

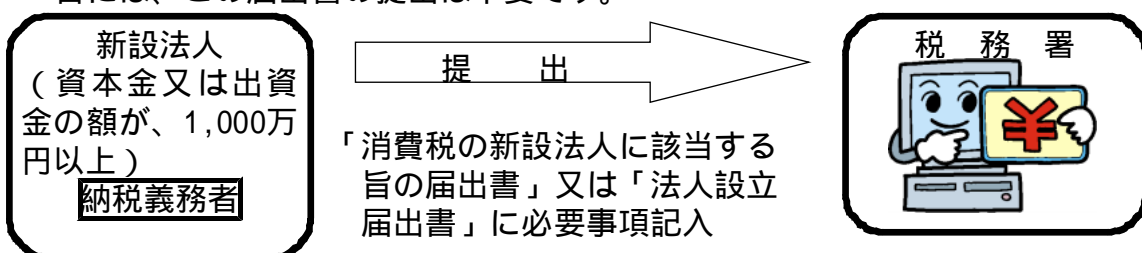
課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高がない資本金1,000万円未満の新設法人の場合は、2事業年度は消費税の納税義務はありません。また、反対に設立当初から課税事業者となることで、消費税の還付を受けることができます。その場合は、「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出する必要があります。

設立時の経営目標などにより、十分に判断しましょう。



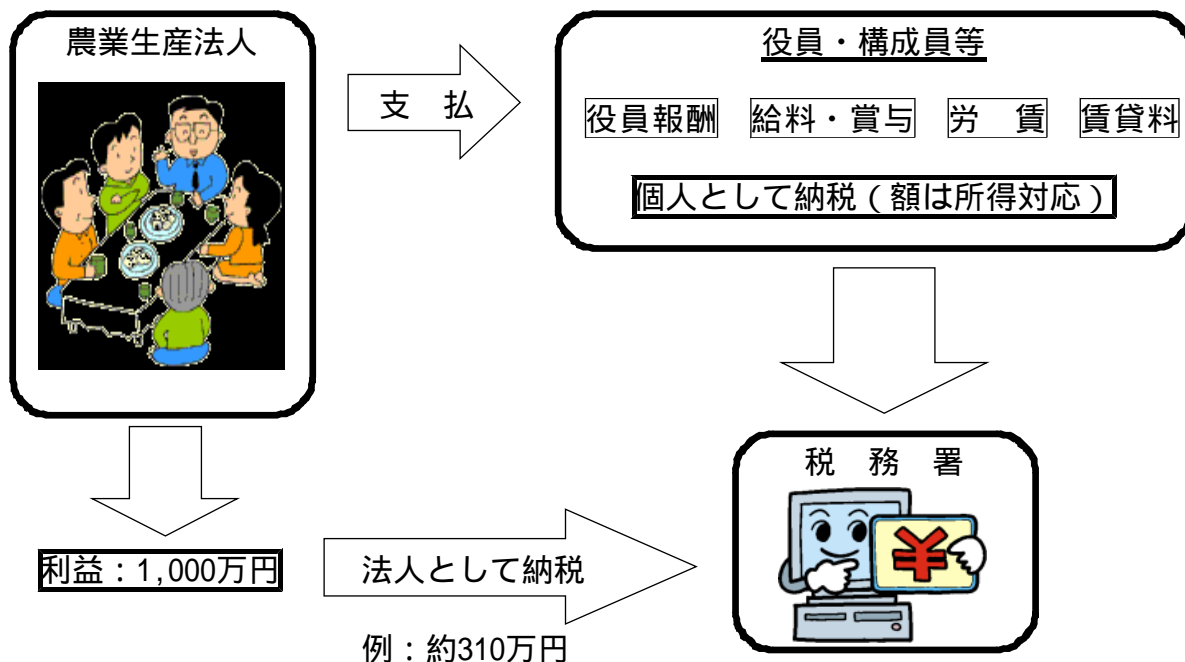
イ 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の新設法人

課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高がない資本金1,000万円以上の新設法人の場合は、課税事業者となります。この場合は、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を税務署に提出します。但し、「法人設立届出書」に消費税の新設法人に該当する旨及び所定の記載事項を記載して提出した場合には、この届出書の提出は不要です。



(6) 法人から構成員等への分配にかかる税金

法人組織としての納税義務に加え、法人から役員や構成員などに支払われる役員報酬や従業員給料・賞与は給与所得として課税されます。加えて、自ら農業経営を営みつつ法人から給与を得ている場合や農地や機械等の賃料を法人から得ている場合などが想定されます。いずれの場合にも、個人での確定申告が必要です。



参考：農業生産法人に係る税制上の特例措置（抜粋）

税目	項目	特例内容
法人税	1 エネルギー需給構造改革設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	平成4年4月1日から平成24年3月31日までの間、エネルギー需給構造改革設備等を取得した場合、一定の要件の下に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（当期の税額20%相当額を限度とし控除限度超過額については、1年間の繰り越しを認める）とのいずれか選択。 尚、平成21年4月1日～平成23年3月31日までに取得した設備は即時償却可能。
	2 中小企業者等の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除	平成10年6月1日から平成24年3月31日までの間に取得した新たな減価償却資産等（1台又は1基160万円以上）で農業等の用に供したものについて取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（当期の税額20%相当額を限度とし控除限度超過額については、1年間の繰り越しを認める）とのいずれか選択。
	3 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	農業生産法人が飼育した肉用牛を平成24年3月31日までの間に家畜市場、中央卸売市場等において売却した場合、又は飼育した生後1年未満の肉用牛を特定の農協等に委託し売却した場合、免税対

		象飼育牛（売却価額：100万円未満の肉用牛又は一定の登録牛をいう）については、その利益に相当する金額を損金算入（免税対象牛の売却頭数が2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得については免税対象から除外。免税対象牛の対象範囲から売却価額50万円以上の乳牛を除外。）
	4 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	農振法に基づく農業委員会の斡旋等により土地等を譲渡した場合、農用地区域内の土地等を農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に対して農地等を譲渡した場合等、800万円の控除。
	5 農業経営基盤強化準備金及び圧縮記帳の特例	青色申告を提出する特定農業生産法人等が、平成23年3月31日までに水田・畑作経営所得安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策に係る交付金等を経営発展のため準備金として積み立てたとき、当該積立額の損金算入。尚、農業経営基盤強化準備金は、積立をした事業年度の翌期以後、5年後に残っている準備金は、翌事業年度に全額を益金に算入。 の準備金を取り崩して農用地又は農業用機械等を取得等するために支出した場合には、圧縮記帳による損金算入。
登録免許税	1 土地改良事業に伴う登記の非課税	土地改良法に規定する土地改良事業等のうち換地、交換分合等の事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記は、非課税。
	2 農用地区域等内の農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	平成23年3月31日までに農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により、農振地域内の農地等を取得した場合、当該農用地利用集積計画の公告の日以後1年以内に登記を受ける者に限り、税率を8/1000に軽減。
住民税	肉用牛の売却所得の特例	農業生産法人が法人税の所得計算上肉用牛の売却所得の特例の摘要を受けているときは、住民税においても同様の措置。
不動産取得税	1 現物出資による土地の取得の納税義務の免除	農業生産法人が現物出資により土地を取得した場合、納税義務の免除。
	2 農業振興地域内における土地取得の特例	農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき、農業振興地域内にある土地を平成23年3月31日までに取得した場合、農用地区域内は取得した土地の価格の1/3相当額を価格から控除など。 農振法の規定による交換分合により土地を取得した場合、失った土地の価格に相当する額又は当

		該交換により取得した土地の価格の1/3相当額のいずれか多い額を価格から控除。
特別土地保有税	1 農業経営規模拡大等の場合の非課税	農業の経営規模拡大、農地の集団化、農業経営の近代化を図るため取得する農地、採草放牧地、農作物育成管理用施設、畜舎等の用地は、非課税。
	2 農業経営規模拡大等の場合の非課税	農業生産法人に対する現物出資の場合は、非課税。
事業所税	農業生産用施設の非課税	農業者が直接その生産の用に供する施設(農舎、畜舎、温室等)は、非課税。

参考文献等

- ・ 農業法人指南書 = 改訂版 = 平成19年3月 上川農業改良普及センター
- ・ 農業生産法人手続きマニュアル 全国農業会議所
- ・ 改訂 農業生産法人の運営 一問一答 全国農業会議所
- ・ 四訂 農業法人の設立 全国農業会議所
- ・ 平成22年度版 農家のためのなんでもわかる農業の税制 全国農業会議所
- ・ 各管轄事業所ホームページ(各項目部分)

執筆

日高農業改良普及センター 主査(生産合理化・組織化) 斯波 肇

監修

北海道日高振興局産業振興部農務課他、各関係各課

発行

北海道日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター